

1. 議事日程第4号

(平成20年第3回大口町議会定例会)

平成20年3月17日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
9番	鈴木 喜博	10番	木野 春徳
11番	齊木 一三	12番	倉知 敏美
13番	酒井 久和	14番	吉田 正輝
15番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 鎭	副 町 長	社本 一裕
教 育 長	井上 辰廣	政策調整室長 兼 総務部長	森 進
政策調整室 参事兼 政策調整課長	大森 滋	健康福祉部長	水野 正利
環境建設部長	近藤 則義	環境建設部 参事兼 環境経済課長	杉本 勝広
会計管理者	前田 守文	教育部長	鈴木 宗幸
教育部参事兼 生涯学習課長	三輪 恒久	行政課長	近藤 孝文
企画財政課長	近藤 勝重	こども課長	鈴木 一夫

保 育 長 稲 垣 朝 子
健 康 課 長 河 合 俊 英

保 険 年 金 課 長 吉 田 治 則
都 市 開 発 課 長 近 藤 定 昭

5 . 職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員 の 職 氏 名

議 会 事 務 局 長 近 藤 登

議 会 事 務 局 長 佐 藤 幹 広
次

開議の宣告

議長（宇野昌康君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

議長（宇野昌康君） 企画財政課長より発言を求められておりますので許可します。

企画財政課長。

企画財政課長（近藤勝重君） おはようございます。

3月10日、質疑におきまして、吉田正議員から質問がありました起債の償還期限の据え置きについて、補足説明させていただきます。

財務省、総務省による政府資金の借入れにつきましては、据置期間と借入期間につきまして、学校教育等整備資金事業なら償還期間が25年、据え置き3年というふうに、各事業項目によって通達で据置期間まで決められておりますので、よろしく申し上げます。

あと、土地取得特別会計につきまして、吉田正議員さんから該当する土地はあるのかというような御質問をいただきまして、その際に、ないというような御報告をさせていただきましたが、改めて訂正させていただきます。土地取得特別会計におきまして保有している土地は、現在、平成10年の余野区画整理の残地であります地蔵堂の7筆（約309平方メートル）を保有しておりますので、訂正させていただきます。以上です。

一般質問

議長（宇野昌康君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の進行方法について確認をいたします。質問時間は1人90分を限度といたします。制限時間の5分前と2分前及び満了時に事務局がベルでお知らせをいたします。質問の途中で制限時間を経過した場合は、質問に対する答弁は必要ありません。質問者は、速やかに質問を終えるようにしてください。答弁の途中で制限時間を経過した場合には、答弁が終了するまで制限を時間を延長いたします。それから、答弁者は自席で答弁をしてください。

それでは質問の通告がありますので、順次発言を許します。

土 田 進 君

議長（宇野昌康君） 土田進君。

8番（土田 進君） 皆さん、おはようございます。8番議席の土田進です。

議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従いまして、愛岐南北線建設計画の進め方について質問をいたします。

現在、平日の朝の通勤時間帯には、愛岐南北線より迂回する自動車で御供所集落内は通行量が多く、地元住民は大変迷惑をこうむっております。また、その迂回した自動車が集中する町道豊三線も、堀尾橋周辺より国道155号線まで交通渋滞が起きております。このため地元住民は、愛岐南北線の国道155号線への接続を一日でも早くと願っております。

質問するに当たって、お手元を資料を用意しましたので、ごらんいただきたいと思います。

添付資料の1枚目は現在の愛岐南北線の計画概要図で、ダイダイ色は計画道路、赤色は橋、桃色は一部買収提案をされている地権者の土地を示したものです。添付資料2枚目は地権者の土地の現況図面で、緑色は現在の町道、桃色は一部買収提案がされている土地、水色は曾本用水です。添付資料の3枚目は地権者に対する買収提案の内容で、黄色は計画されている町道分、青色は河川分です。

それでは、まず現在の愛岐南北線の国道155号線への接続工事の進捗状況と今後の工事予定についてお尋ねをします。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 改めて、おはようございます。

それでは、県道愛岐南北線の進捗状況及び今後の工事予定につきまして御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず進捗状況につきましては、きょう現在の道路面積割合で言いますと、約7割の用地を確保しました。平成20年度以降も県に強く予算獲得を要望し、積極的に用地買収に傾注してまいり所存でございます。

今後の工事予定でございますが、県としましては、工事に時間がかかる箇所から順次工事を進めていきたいとの意向を聞いております。具体的に今計画が上がっているのは、五条川にかかる橋梁工事でございます。御心配の件につきましては、用地買収の後に工事着手する計画であると事業者の県から聞いておりますので、町といたしましては県と連携をとりつつ、また地元の御協力をいただきながら、早期に促進できるように配慮してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

（8番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 土田進君。

8番（土田 進君） ことし2月16日に愛岐南北線推進協議会が豊田学共で開催をされました。出席者は、愛知県一宮建設事務所の職員と大口町の都市開発課の職員、そして地元の委員8名でした。そのときの説明によりますと、本年度中に竹やぶを除去し、遺跡調査のための試掘を

行い、平成20年度より五条川にかかる橋の周辺より工事を着手し、三、四年で完成見込みであり、平成20年度の予算は概算5,000万円になるとのことでした。図面を見ながら説明を受けましたが、その図面には未買収の土地に色が塗られていました。用地買収は70%終わっているとのことですが、未買収の地権者の人数と総面積についてお尋ねをします。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 未買収の面積で今後の残りの3割分でございますが、3,257平米ほどになります。それから、あと地権者につきましては全体で46名でございますので、現在、28名契約いただきましたので、残り18名となります。

それから、事業費につきましては、20年度、現段階では5,000万と。そのほかに、若干委託等もかかりますので、これが800万ぐらいと聞いておりますので、新年度につきましては5,800万ほどになるかというふうに伺っております。

（8番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 土田進君。

8番（土田進君） 愛岐南北線推進協議会での説明によりますと、三、四年で国道155号線まで接続するということを知りました。今後、道路、橋の建設費を含めて、完成までにどれぐらいの総事業費がかかると町としては見積もってみえるのか、お聞きをしたいと思います。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 今の御質問、町としてはということをおっしゃるんですけど、あくまで県の予算でございますので、県からの聞き取りということをお願いしたいと思います。

全体では、愛岐南北線は10億を予定されております。今現在では、54%ぐらいが執行済みとなっております。以上です。

（8番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 土田進君。

8番（土田進君） 道路と橋の建設、用地買収に今後4億6,200万円の費用がかかると予想されているようですが、平成19年度の県の予算が4,700万円、そして平成20年度の予算が概算で5,800万円と今お聞きしましたが、この程度の予算では、三、四年で155号線まで接続工事を完成するのは非常に困難ではないかと思われま。見通しがちょっと甘いのではないかなと思っておりますが、町はどのようにお考えか、お尋ねをします。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 確かにおっしゃられるとおり、過去の実績等を踏まえてきますと、ここ2年ほど、県の予算の配分というんですか、こちらへ充当される金額が少なくなっているやに思います。これにつきましては、強く県の方にもいろんな場を通じてさらに増額を要

望してまいりますので、よろしく申し上げます。

(8 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 三、四年で完成ということになりますと、よほどこれから力を入れていただいて、県に予算をつけてもらうように要求していただかないと難しいのではないかなと思います。大変おくれておりますので、できるだけ早く完成するように努力をしていただきたいということを要望しておきます。

ことし2月14日に開かれた環境建設常任委員会で、私は橋の建設に影響がある未買収の土地があるのではないかと再三にわたり質問をいたしました。都市開発課長は、橋をかける用地はすべて確保されていて、橋をかけることに対して何も問題はないと繰り返し答弁されました。しかし、添付資料の2枚目、3枚目の図面によれば、橋の取り付け部分で未買収の土地があることがはっきりと示されており、また、県と町は地権者に対し、買収の提案を行っている聞いております。なぜこのような未解決の土地があるにもかかわらず、橋の建設には問題がないと都市開発課長は回答されたのでしょうか、お尋ねをします。

議長 (宇野昌康君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 今の御質問でございますが、多少思い違いがあったかもしれませんが、16メートルの愛岐南北線そのものについては支障がないというふうに解釈したのではないかなというふうに思っております。

(8 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 法律的には建設に問題がないかもしれませんが、この橋のたもとの地権者は橋への上り坂に接することになります。この位置に橋をかければ、当然、この地権者は道路と宅地に高低差ができ、町道もほとんどなくなり、宅地へは橋への上り坂の途中から出入りすることになり、非常に危険で、現実的ではありません。だから、この地権者に買収を持ちかけているのではないですか。それでも工事を強行するのでしょうか、お尋ねをします。

議長 (宇野昌康君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 確かに五条川にかかる橋というんですか、どこの橋でもそうだと思うんですが、どうしても新設の橋についてはレベルが上がってまいりますので、今、御質問にあったような状況が生じてくるというのは否定できないところでございます。そういう高低差の関係等ございまして、3番目の図面を見ていただきますとわかるように、こういう形の御提案をさせていただいて、利用できる形の御提案をさせていただいたという状況で、今、

先方の方にもお伺いしてお話を進めさせていただいているところでございます。

(8 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) この間の愛岐南北線の説明会でもありましたが、新年度に入れば早々に工事を開始するというお話ですので、この工事の強行は、この地権者の立場に立てば、とても容認することができないということでありますので、問題を解決せずに工事を開始するという手法が、果たして住民の理解が得られるのかなあとと思います。よく考えていただきたいなと思います。

現在の計画では、この橋のたもとの地権者の生活道路である町道のつけかえ、そして家屋の移転等が必要になります。問題を解決せずに工事を開始することはしないでいただきたいと、強く要望しておきます。

続いて、添付資料の 3 枚目の図面の青色の部分の土地の買収提案についても、一宮建設事務所の説明によりますと、橋の建設をする際には、橋の周辺の曾本用水のつけかえ工事から始めるとのことですので、この地権者の土地は曾本用水にも接しており、一部河川分として買収の提案がされていると聞いております。先ほどの質問とあわせて、結局、この地権者の同意がなくては工事は開始できないのではありませんか、お尋ねをします。

議長 (宇野昌康君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) お答えさせていただきます。

御質問のとおり、図面 3 番の左側の青い三角のところになるかと思えます。面積的にはわずかなんですが、御質問のとおり、この地権者の同意があって、曾本用水の関係の工事ができていくということですので、この買収の同意をいただいた後という形で進めさせていただくというふうに県の方からも伺っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

(8 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) このような問題があったにもかかわらず、なぜ現在の位置に路線を建設することにしたのか。路線決定はいつどのように計画されたのか、お尋ねをします。

議長 (宇野昌康君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) どのように決定されたかということですが、愛岐南北線につきましては、当初、46年 3 月に都市計画決定がされておることですのでございます。その後、ちょっと走りますが、この形で話を進めようとしたところ、お地元の同意がなかったということであるそうです。その結果、当初の46年の都市計画決定の線形では認められなかったと。県との交渉をさせていただいておりますが、県の方の同意が得られなかったということで

ございます。したがって、お地元とその後、再三にわたって、どうも新しい線形での協議が何回となく検討されたようなこととございまして、それがやっと形になってまいりまして、平成11月の4月に新しい線形での都市計画決定がされたということだそうでございます。一朝一夕にできるわけでないですので、相当の協議がされたというふうには、記録等を見る限り思われます。以上です。

(8 番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 土田進君。

8番(土田 進君) その路線決定にすべての地権者が関与したかどうかということですが、また、地権者全員が同意書を出したかどうか。聞くところによりますと、同意書をとられたとかいうこととありますので、全員の同意書が集まったのかどうか。全員というのは難しいことだと思いますが、反対者は何名ぐらいあったのか、お尋ねをしたいと思います。

議長(宇野昌康君) 環境建設部長。

環境建設部長(近藤則義君) 現況測量を行ったときでございますが、このときには地権者の同意をいただいておりますということでございます。蛇足でございますが、今、図面をお示しをいただいている方につきましては、愛岐南北線そのものに係る状況ではございませんので、そのときの承諾書というのはいたいたはおりません。

(8 番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 土田進君。

8番(土田 進君) この件をお聞きしましたのは、橋の取り付け部分の地権者は、路線決定並びにその後の路線変更について、何の通知も受けておりません。また、この計画に一度も同意を求められたこともなく、印鑑を押した覚えもないそうです。説明会の連絡を受けたのも、たったの1回だけだそうです。これは地元全体の説明会だと思います。

平成16年度に豊田学共で開催をされました説明会に、地権者は次男、長女とともに出席をし、説明を受けたそうです。終わってから、その場の当時の責任者と思われる人に説明を求めたところ、「あなたのところは迷惑をかけないから」とだけ言われ、続いて聞こうとしましたら、「まあまあ」といって抑えられちゃったと。その後も責任者と会う機会があり、説明を求めても、同じ回答だったそうです。その後、平成18年に一宮建設事務所の職員と大口町の職員が来訪され、突然に買収提案が出されました。平成19年には、町職員が二、三回来訪したものの、次男が不在であったため、説明を受けていませんでした。ことし入ってから町職員が、担当がかわったからとあいさつに訪問したようです。私がこの地権者から相談を受けた後、3月3日に一般質問の通告をいたしました。きょうまでに町の職員が地権者宅に来訪されまして説明をしようとしたようですが、交渉までには至っていないというのが現在までの経緯でありま

す。

幾ら県の事業とはいえ、この地権者に何の相談もなく路線決定がされ、県の提案に従わないから工事を強行し、不利益をこうむっても仕方がないなどということがあってはならないと思います。路線決定までにこの地権者には説明をして、同意を得ておく必要があったにもかかわらず、これを怠ったのは不手際があったとしか言いようがありません。このような交渉経緯について、町及び担当者はいかがお考えか、お尋ねをしたいと思います。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 経緯を今述べられたわけですが、私どもの記録によりますと、いきなり先方の方にお話を持っていったという状況でもないというのが読み取れます。多少、現在お伺いしておるわけですが、どうしてもお話がもとへ戻ると、原点のところへ戻ってしまうという状況があるみたいでございまして、ある程度段階を踏んだ、先方の同意そのものを100%了解する形で進めておられなかった点はあるかもしれませんが、全く唐突に先方の方にお話を持っていった状況ではないというふうには、記録から見る限り感じられます。以上です。

（ 8 番議員挙手 ）

議長（宇野昌康君） 土田進君。

8 番（土田 進君） この橋の位置は、取り付け部分の地権者が道なりに沿って2.5メートル買収に応じて、その土地に側道となる町道を建設することが前提になっていること。さらに、この位置に曾本用水の取水口があり、水路もつけかえが必要になります。

添付資料の1枚目を見てください。

この橋を2.5メートル上流に計画しても人家はなく、これらの工事も必要なかったと思われる。町道のつけかえ工事費、曾本用水のつけかえ工事費、家屋移転補償費と、総額で幾らかかるか知りませんが、大変余分な費用がかかると思われます。

添付資料の3枚目を見てください。

愛知県並びに大口町からこの地権者に対し、あなたの敷地に接している2.5メートル幅の町道の上に県道が建設され、町道もほとんどなくなり、あなたの家の地盤より1.3メートル高いところを県道が通るため、家への出入りがしにくい敷地となってしまう、それでは困るでしょう。住宅を取り壊して後ろへ2.5メートル下がり、その土地の買収に應ずればそこに町道をつくってあげましょう。また、この町道は行きどまりになるため、あなたが敷地を出せばUターンするための場所も道路としてつくってあげましょう。また、住宅の裏の一部の土地は水路分として必要だから売却してくださいとの提案のようですが、これは、この地権者に事前に何の相談もなく、県の都合による一方的な提案であり、現在ある町道の向こう側に新しい道路を

建設してほしいと初めから思っていたこと、また以前にも路線の計画変更がなされた経緯もあり、先ほどの質問の件を踏まえ、橋の建設箇所を上流へ2.5メートル程度変更を検討できないのか、お尋ねをします。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 路線変更ができないかという御質問であったかと思えます。こちら側の線形につきましては、先ほども言いましたように、11年の4月に都市計画変更がされており、議員が言われるように、東側へ若干の変更をすることができんかというようなことですが、これにつきましては、先ほどからも言いましたように、7割の買収がされており、さらには、変更をするような大きな理由というのが見当たらないというようなことですので、ここで再度、もう一度の都市計画変更というのは、そういう変更をしていくという考えは持っておりません。

（8番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 土田進君。

8番（土田 進君） 計画変更ができないということですね。

行政側がこの地権者に事前に計画説明をして同意をとっていなかったという不手際があったにもかかわらず計画を押し進め、一個人は泣き寝入りするしかないということは、地権者にとっては全く納得のできないことです。どうしても路線変更ができないということであれば、せめて地権者と円満に交渉を成立させてから工事を始めるべきだと思います。地権者が協力するであろうとの推測で工事を開始することは、地権者の権利を無視した横暴な行為であると言わざるを得ません。地権者との買収交渉に臨むのに当たって、あなたの協力がなくても橋の建設に何ら支障はありませんとの気持ちで交渉に当たっては、まとまる話もまとまらないのではないかなと思われまます。

この地権者は、新しくかけられる橋のたもとであり、住まいのすぐ横を宅地より1.3メートル上のところを自動車を通り、大変な騒音・排ガスが予想されます。これだけでも大変な被害者であり、大変な協力をお願いすることになります。この地権者は、道路の話が出てから建てられた家でも避けて道が通るのに、なぜそれ以前より建っている私の家だけ下がらなくてはならないのかとの強い不信感を持ってみえます。道路が開通しても、私にとってメリットは何もなく、デメリットばかりと嘆いてみえます。まだまだ申し上げたいことはありますが、個人のプライバシーもありますので、これ以上は申し上げなくても、交渉に当たってみえる担当者は、この地権者のさまざまな事情も十分わかってみえることと思えます。工事の早い開始を望む声が地元には多いのですが、たった一人でも弱い立場の方を追い詰めることのないよう配慮をしていただきたい。要望しておきます。

ここまでの経緯を踏まえ、今後、交渉に当たられる担当者はどのようにお考えか、再度お伺いをしたいと思います。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 先ほど来、るる愛岐南北線の経過について御発言があったわけでございます。これも、先ほど言いましたように、非常に長い歴史がございますので、相当なそれぞれのものがあつたんであろうなというふうには思います。今後、確かに16メートルの路線そのものにつきましては3割で、先ほど言った面積が残っておるわけでございますが、地権者につきましては4割の割合でございますが、そちらの本線そのものの推進より、さらに今、一般質問で御質問していただいておりますこの地権者の方の問題を最優先課題、要するに喫緊の課題ということで、推進していく上には一番重要な問題であろうというような位置づけで思っております。円満な解決ができるように、早期に解決してまいりたいということで思っております。

そのことで今月の8日に、たしか土曜日だと思うんですが、担当の方が先方に伺いまして、過去の経過についてのお話もさせていただいて、若干、1件については過去のわだかまりについての御了解をいただけたという復命もありました。さらには、そういう高低差が生じる中で、土盛りしたときの高低差解消についての見積もりについて、とってみるからということで御了解いただき、この週にまた先方の方へ行くというふうにも報告を受けておりますし、過去の経緯についての誤解も若干あるかと思っておりますので、そういうことの解消についてもまた時間をかけてしてまいりたいと思っておりますし、先ほど言いましたように、こういう状態で工事ができるわけございませんし、曾本用水の敷地の関係もございまして、一番の問題として解決してまいりたいと。確かに県は20年度から3年から4年ぐらいかかるといって発表はされておるみたいですが、その後、再度確認させていただく中では、そういう問題が解決してからというような形の考えをまた新たに聞いておりますので、この点につきましては、お地元の議員さんの問題解決に当たりまして御支援、さらには御協力をいただく中で、一緒になって解決してまいりたいというふうに思っておりますので、その点を含めまして、またよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

（8番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 土田進君。

8番（土田 進君） この道路が開通して一番恩恵を受けるのは、この道路を利用する通過車両であり、沿道沿いの住民にとっては静かな環境を破壊され、デメリットも大きいと思われまふ。公共のためとはいえ、一部の地権者に大きな犠牲を強いることのないよう、その人の立場に立って、慎重の上にも慎重に、いわゆるお役所仕事と言われるようなことのないよう人間味

のある対応をすること、そして、問題を一日でも早く解決できるように努力することを強く要望しておきます。

次に、ことしの2月16日に愛岐南北線推進協議会へ国道155号線への接続工事の進捗状況と今後の工事予定の説明があったものの、協議会の委員は、その年度の区長、関係地区の区会議員であり、一、二年ですべて交代をしております。また、ことしも間もなく年度末で委員が交代します。説明会は、このように毎年、形式的に年度ごとに選ばれる推進協議会委員だけではなく、直接関係地区の全戸を対象に行うべきだと思います。今まで地権者並びに関係地区にどのように理解を求め、説明されてこられたのか、お尋ねをします。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 先ほど来言っておりますように、当初の線形がお地元の了解がなかったと。豊三線へ愛岐南北線をつけるという形のものがお地元の御意向であったようなふうで、当初の案が認められなかったという経緯があるみたいでございます。県の当初の案が認められなかったという中で、再度、新しい線形での協議がされてきたということでございますので、その過程の中では、平成7年に愛岐南北の促進協議会ができた。その背景には、名鉄犬山線の江南市地内の高架部分が開通したということで、岐阜方面から豊田地区の方へ相当車両が来るという中で、それを受けて平成7年に促進協議会ができたという経過があるみたいでございます。

そういう中で、発足後すぐ協議会の役員等が選任されまして、翌8年の5月ごろに促進協議会が、これは2回目になるかわかりませんが、開催されたということで、それまでの経過や南北線の整備の必要性、測量の同意の関係の依頼等がなされたみたいでございます。そういう経過を踏まえて、8年、9年、10年には相当な協議がされておるみたいでございます。そのときには、当然、地権者等の方々に来ていただきまして、恐らく豊田の学共かと思うんですが、そちらの方で検討・協議がされてきたというふうに思われます。

具体的な回数等については、今すぐわかるわけでもございませんが、都市計画の変更をするというのは大変な作業が伴ってくるのではないかなということでございますので、そういう過程の中では、関係機関、それからお地元の関係者の方々の御協力や御苦労があったのではないかなということを思います。そういう経過を踏まえて、11年の4月に変更決定がされてきたということでございますので、御質問の趣旨とは若干違うかもしれませんが、相当の回数を踏まえて、しかる時期時期に合わせて会合が持たれてきたのではないかなというふうに思います。

（8番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 土田進君。

8番（土田 進君） 説明会とか、理解を求めるのは、推進協議会という会もなくてはいけな

いとは思いますが、一番はやはり地権者、関係者、この方に一番重点を置くべきだと思います。このようなことは立派な道路や橋が完成してから諮るのではなくて、事前に地区住民に説明をして、十分理解を得てから工事を開始すべきであります。

最近の大之瀬橋のかけかえ、大口中学校の新築工事の例にもあるように、完成を急ぐ余り安易に事を判断し、問題の解決を先送りして工事を先行すると、後で解決が難しくなったりしかねません。問題があるにもかかわらず、解決せずに工事を開始するという手法は、最近の例を見ても、町民には理解が得られないと思います。今回の件も、協力をいただかなくてはいけない地権者の知らないうちに事が進み、問題の解決を先送りして今日に至り、工事を始めようとする行政の進め方について、町長はどのように思われるのか、御所見を伺いたいと思います。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鎧君） 土田議員の御質問にお答えをしまいたします。

公共事業ということは、それぞれに大きな問題を含んでおると改めて感じておるところであります。大之瀬橋、あるいは大口中学校の建設についても波及されました。それは、共通の問題だというふうには意識をしておりません。それぞれに異なった問題があつて、状況に対しての対応がされておる。そんなふうに感じておりますし、今回の問題につきましても、大変多くの方々が生活道路を、大変危険な状況になっておるといふ中から、地元からこうした議論が沸いてきたわけでありまして、御協議をお地元でいただきまして、そして行政もこれに参加し、国も県もこれに同意を得て進んでおるところであります。

この問題も、平成11年、都市計画変更につきましては、大変な議論の末の決定であったように記憶いたしております。そうしたことで、この愛岐南北線についてはデリケートな問題を含んでおるといふことで、当初、県はこれを促進することを中断しておりました。今回もこの問題によって、また県の方は少し促進に対しての力が弱まってくることを懸念するところでありまして、地元の合意につきましては、誠心誠意職員とともに対応し、またお地元とも協議をし、これからもやってみりたい、こういうふうに感じております。今回の議員御質問につきましても我々は謙虚に受けとめ、対応してまいりたいと、こういうふうに思っております。時とその状況を判断いただき、職員とも協議をいただき、また町幹部とも接していただける立場にあるかと思っております。

今回の件は、委員会によって課長と議員との意見の不一致を見たということで、この議場での御質問をいただいたわけでありまして、もう少しお互いに信頼関係を持って、このことに対して町の発展のために努力をしていきたい、こういうことも御理解をいただきたいというふうにして思っております。よろしくお願いを申し上げます。

（ 8 番議員挙手 ）

議長（宇野昌康君） 土田進君。

8番（土田 進君） まずは今回の問題を円満に解決していただきまして、また地元住民の一人としても、順調に工事が進み、愛岐南北線が国道155号線へ一日でも早く接続されることを望んでおります。工事の完成までには、まだ別の問題があるのであれば、今回の件を参考にして、誠意を持って交渉に臨んでいただきたい。公共の利益と個人の権利のバランスが、公平が保たれる解決を願って、私の質問を終わります。

齊 木 一 三 君

議長（宇野昌康君） 続いて、齊木一三君。

11番（齊木一三君） 改めまして、おはようございます。11番議席の齊木一三でございます。

議長さんの御指名をいただきましたので、通告に従いまして、大きい項目で2点質問をさせていただきます。

まず、人にやさしい街づくりについての1点目でございます。

庁舎耐震設計が計上され、実施される予定でございますが、高齢者、また障害を持たれた方々に対応する施設となる改修も必要ではないかということでございます。

庁舎は昭和47年に竣工をし、はや35年が経過をしており、当時としては最新の建物として迎合してきたわけですが、今や時代ニーズに合った施設としては、不都合な部分が多くなってきました。平均寿命が延び、高齢化社会を迎え、あるいは障害を持たれた方々の雇用や社会参加の動きとあわせて、高齢者、障害者に配慮したまちづくりを進めていくことが求められ、1994年には、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律が制定をされました。平均寿命も延び、高齢人口（65歳以上）の比率が年々高まる高齢社会に現在突入をしており、第1次ベビーブーム、昭和22年から昭和24年生まれの人々（団塊の世代）がもうすぐ高齢者の仲間入りをするわけであります。ちなみに高齢化社会（高齢化率）は65歳以上の人口が総人口に占める割合7%から14%と言われ、我が国においては、2006年（平成18年）には20.8%であったものが、2020年に29%となった後も増加し続け、2050年には40%に達すると推計されております。当大口町におきまして、人口統計によりますと、65歳以上の割合は、平成20年3月1日現在、総人口2万1,717人のうち3,847人と実に17.7%を占め、既に高齢化社会に入っているわけであり、今後も増加し続けることは容易に推測できるところであります。

高齢者といっても多様でありまして、身体機能の低下、視覚、聴覚等の感覚、運動能力とか反応速度の低下等、また障害を持った方も、視覚、聴覚、平衡機能障害、肢体不自由、内部障害等とさまざまなケースがあるわけであります。こうした実態を踏まえ、高齢者自身の自立と

ともに、障害を持った方々にも、安心して豊かな生活を送り、社会生活の中で生き生きと活動し、社会参加ができる生活環境の整備が不可欠であります。

そのような中、現庁舎は、このことに配慮した、まだまだ十分な整備がなされていないのが現状ではないでしょうか。車いす利用者の駐車場は最近設置されましたが、スロープまでの舗装の仕上げ、また1階東に車いす利用障害者用トイレはあるものの、これも最近、玄関ホールに表示板は取り付けられましたが、正面玄関からは一番遠い場所にあり、利用されるには大変であります。さらに、一般トイレに至っては出入り口には段差があり、小便器に手すりはあるものの洋便器もなく、狭く、一般の身体弱者の方々が利用されるには、移動等の円滑化に対応する、いわゆるバリアフリーが整った施設とは言いがたい建物ではないでしょうか。

昨年の3月定例会の折、現在は議員を退職されました先輩議員からも、庁舎の階段に手すりを取りつけてほしいとの質問がございました。8年間お世話になり、以前は気にもせず利用してきたが、高齢になり、本当に手すりの必要性を痛感するようになったと、まさに高齢になられた先輩議員の実感のこもった質問であったかと感じたところであります。

身体弱者の社会参加における開かれた行政運営は必務であります。率先し、今回の耐震補強工事の中で、ぜひ高齢者、障害を持たれた方々に配慮をした施設のバリアフリー整備も含んだ計画をお願いしたいと思いますが、伺います。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 庁舎の耐震補強改修工事については、19年度に基本設計を実施しまして、20年度には実施設計、そしてさらにその設計を受けまして、21年度には工事の施工を予定いたしております。基本設計では、東西の横揺れに対するブレースによる補強が必要との診断結果が出ており、1階庁舎外側の北と南側にそれぞれ4カ所ずつ、2階廊下に4カ所、旧ホール屋根裏に水平ブレースによる補強が必要という結果になっております。また、改修工事にあわせ、屋上防水シートの張りかえ、サッシの窓枠改修及び電気・電話設備のつけかえ等も検討をしており、本工事も含めた工事費については、現在の段階ではおおむね1億2,000万円ほどを見込んでおります。

現段階での庁舎に関する高齢者、障害者への対応としましては、議員から今御紹介もありましたが、玄関及び東側出入り口の自動ドアとスロープ、東側トイレの男女洋式化、障害者トイレの増設などが上げられます。また、本年の2月には役場駐車場のライン引きに伴いまして、障害者マークつきの駐車場も5カ所新たに設けております。障害者に対する施設改修については、今後、耐震工事の実施設計を進める中で、一部トイレの洋式化など、現在の庁舎の配置、あるいは構造的なものを十分に考慮し、町全体の他の施設と同様な施設整備が図れたらというようなことを考えております。

(11番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 齊木一三君。

11番 (齊木一三君) ただいま、現在もバリアフリー化ということで、人に優しい施設に整備をしておっていただくわけですが、何分にも現在の庁舎のトイレ、正面玄関中央及び東側にあるトイレは大変狭く、それこそ段差がありまして、今言われたとおり、洋便器もなく、ブースも大変狭いような状態でございます。日常業務の中で職員の皆さんも常時使用されておるわけですが、できればハンデを負った方も一緒に利用していただけるような状態が私はベストだと思いますが、また階段においても、現在、住宅関係でも、2階建て以上のものでつきましたは手すりを片側につけると、こういうような設置が義務づけられておるようであります。無論、現在、庁舎に手すりがないというようなことは本当に解消していただきたい。また、車いす利用者の方が2階、3階を利用される場合、障害者に適応したエレベーターの設置も不可欠ではないかなと私は思っております。いろんな条例が定められておまして、入り口の開口幅、また、扉を開き戸から引き戸にきなさいと。また、階段の手すり、障害者対応のエレベーターの設置、これは本当に不可欠だと思います。

私もけさ、たまたまエレベーターに乗らせていただきまして、かごの寸法をはかったんですが、これは旧のエレベーターということで、そういう対応がなされておられません。かごの寸法もきちっと決まっておるわけですし、障害者に対する押しボタンの関係も、今のエレベーターはついておりますので、そういう関係においても、やはりこれは直していただかなきゃいかんかなと、このように感じるわけであります。

今、議会開催で一般質問をさせてもらっておりますが、こうやって傍聴席に来られる方が車いすを利用されてきた場合、どうやって上まで上がってこられるのかということなんですが、今のこういう状況では、とてもじゃないが傍聴はできないというようなことになっておりますので、これはぜひこのあたりも考えていただいて、開かれた行政ということであるならば、エレベーターも解消していかなくちゃいけない。また、トイレ関係も、一般の職員さんと同じような形で使えるような形のトイレにしていかなきゃいけないと考えておるわけですが、今のバリアフリー整備という形について、どの程度のそういう計画を持っておられるか、再度伺っておきます。

議長 (宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 障害者、あるいは高齢者への対応に伴います、この施設の耐震補強に絡めた現在の計画、あるいはその考え方ということですがけれども、議員からもお話がありましたように、この庁舎が昭和47年に建設をされたというような経緯、さらにはその折に、十分に当時の法律的なものをクリアした上での整備でありまして、そういう中で全

体の構造、さらには配置等がされております。それでトイレにつきましては、現状の庁舎の構造等からいきますと、東側にしかトイレの設置ができなかったというような状況がございます。そういう中で、玄関から一番遠い箇所にはなるわけですが、東側にトイレの設置をしましたし、東側から車いすでの出入りができるように、自動扉も当時設置をしたというような経過がございます。

そういう中で、言いましたように、玄関から一番近い西側のトイレにつきましては、実は地下に書庫等がございます、構造的にどうだろうというようなことも聞いております。さらには、2階、3階への車いす、あるいは障害者の方の出入りにつきましては、現段階ではエレベーターというものがございますので、これを利用していただくということがとっていただける方法なのかなということをおもっております。ただ、何せ今、大口町においては多くの公共施設において、今後、整備を進めていかなければならないような状況がございます。そんな中で、いざ災害があった場合に、災害対策本部の拠点となりますこの施設、耐震で問題があるというような結果が出ておる以上、何らかの手当てをしていかなければならないというような状況を勘案しまして、今、一番最初に御回答を申し上げましたように、町全体の施設において、特に我々としてこの庁舎にも対応しなければならないというような中で、実施設計の段階では検討していきたいというふうに考えております。

(11番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 齊木一三君。

11番(齊木一三君) 今、予算上の面、るる執行部の方でも、今後、将来的なことでお考えがあるようでございますが、今のエレベーター関係も、今現状、1人の車いすの方が乗られて身動きもできないというようなエレベーターのかごなんですよね。これについては、庁舎1階だけのことを考えるのではなく、庁舎全体、2階から4階までを考えるそういった施設の整備が私は必要ではないかと、このように考えております。

当然、2階、3階も利用していただかなきゃいけないわけございまして、これが1階だけの整備でおさまるようなことだと、私はちょっとまずいんじゃないかと。社会参加に、ぜひ皆さん、これからの時代いろいろな面で活躍してくださいといううたい文句の割には、そういう施設が整っていないというような形では、私はまずいんじゃないかと思いますが、ぜひこのエレベーターという、円滑に移動するということでは、ここが一番のネックじゃないかと思いますが、そこら辺、再度もう一度考えていただきたいと思っております。それとトイレ、昔はトイレ関係というのは大変狭くて暗いイメージがあったようでございますが、今はトイレ関係は、かなりどこの建物へ行っても立派になって、それが一つの部屋となっておるわけです。こういうことも考慮していただきまして、身体弱者と言われる方も、職員さんも一緒になって使える

ようなトイレというのがベストじゃないかと思いますが、現状、区画されておりまして、かなり狭いスペースで皆さん使用されておりますが、外に張り出してでも何とか使いやすい立派なトイレが考えられないかなと、このように思っております。

先日も同僚議員から、玄関ホールが大変暗い、汚い、また庁舎の案内板が見にくい、トイレも狭くて暗い、洋便器もない。財政力のある大口町であり、改修ときにはぜひ考慮していただきたいというような質疑もあったわけでありまして、美化的なことは私はあまり言いませんが、とにかくそういった障害を持った方々、また高齢者、いろんな身体的弱者に対して、それを受け入れるだけの整備というのは必要であろうと思っております。耐震工事にかけたのこういう整備ということで私質問させていただいたんですが、ちょうど今、総務部長が言われましたように、屋上の防水、サッシからの漏水、そういうのもあわせて改修工事に含んでいくというようなことでありますが、もう1点、外壁の塗装関係もたしか七、八年前にやられたかと思いますが、私が議員になったころから、既にもう軒裏とかいろんところが剥離しております。かなり見ばえが悪くなっております。こういうこともやっぱり考慮していただく必要があるんじゃないかと思いますが、何せ今、こういうような耐震工事にかけたかなりの予算を計上していただくわけですが、その中にぜひバリアフリー化の方も積極的にやっていっていただきたいと思っております。エレベーターとかトイレ関係の改修とかいろんなことはまだ考えがされていないでしょうか、再度伺っておきます。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） エレベーター、あるいはトイレでございますが、エレベーターについては、よその市町、あるいは県庁あたりの改修の状況等を見ておりますと、屋外へ継ぎ足すというんですかね、そんなような工法をとられて、エレベーターを設置されておるといようなことをよく見るわけでございます。それからトイレにつきましても、今もお話をしましたように、2階、3階よりも、まずは1階ということを考えなければならぬというふうに思いますが、その1階を考えた折に、私ども現在の構造的なものを考えますと、東側に障害者用のトイレを設置したということで、西側につきましても、先ほどもお話をしましたように、地下に書庫等の構造物等がありまして、トイレとしての云々というのはちょっとどうかということをおもっておりますし、外へ出すということにつきましても、ちょうどトイレのすぐ際にはサーバー室、電算の関係の機器等が入っております部屋等もございます。そういう中でのお話ですし、どうしても公共施設の事業、整備につきましても、不特定多数の方が出入りをされる施設、また地域の皆さんに身近な施設、そういうものが優先的に施設の整備をされていくという傾向がございます。そんな中で、正直、庁舎の耐震補強改修工事につきましても、やっと事業化のめどがついたかなというような状況を考えておりますので、今お話がありました、

今回の耐震補強に伴います改修工事の中では、屋上の防水、さらには窓枠サッシ云々というようなことは、先ほどお話をしました件につきましては、考慮して実施設計を組んでいきたいというふうには思っておりますが、エレベーター、さらにはトイレにつきましては、まだまだ他の公共施設においても、全く洋式あるいは障害者用トイレのないような状況もございます。大変不便をかけるかもわかりませんが、東側のトイレを利用させていただくように、さらには4階、あるいは2階、3階へ車いす等での利用をされるというような町民の方が来庁された折には、職員が身をもってお助けをするというようなことで対応していかねばならないというふうに考えております。

(11番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 齊木一三君。

11番(齊木一三君) 今、部長の方から、いろんな面でそういった身体弱者に対していろいろ手助けをしていきたいと、そんなような答弁があったやに思いますが、手助けしていく上には、2階、3階等については、しばらく待ってくれというような答弁だったかと今お聞きしました。将来的に必ずこれは必要になってまいります。これは今すぐということもできませんので、逐次頭の中に置いていただきまして、考えていっていただきたい。

それと、今、職員の方がそうやって手助けをしたいというような話も出てまいりましたが、やはりそういったバリアフリー化につけて、事細かにいろんなところに目配り、気配りをしていただかなきゃいかんと。玄関入ったところにも、体の不自由な方が見えた場合、ひよっとしてなかなか歩けない場合、歩いて中に入れない場合に押しボタンを設置するとか、いろんなことで配慮していただきたい。これだけ私要望しておきますが、とにかくそういった弱者の方に優しい庁舎となるように、今後も考えていっていただきたい。いろんなこれからの計画はあるでしょうが、その中にも入れていっていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

続きまして、2番目の公民館分館施設についても、同じく、高齢者、障害を持たれた方々に対して施設整備は不十分ではないかということでもあります。

町は、集中改革プランにより、地域の活動拠点として、地域の実情に合った活動によって担われるよう施設の改修を順次行っていくということで、現在では4カ所の施設から申し込みがあるとのことでもあります。現在の利用は、高齢者の方はまだしも、障害を持たれた方々の利用は、選挙の投票ぐらいしか見たことはありません。それほど体にハンディを負った方々の利用はないわけで、住民の自由なたまり場、集団の活動拠点として、多くの住民の方々に利用してほしいと言われておりますが、今後、当然そうした中には、多くの身体弱者の方々が含まれておるわけで、部分的な整備で終わるようなことではいけないと思うわけであります。

改修は、施設内の段差の改修、トイレは洋便器に手すり程度の工事と伺っております。公民館活動の促進では、特定の団体だけではなく、だれでも気軽に入出入りができるよう開放され、自由に集まり活動できる、魅力的で多角的な施設機能を持たなければならないと言われておりますならば、なおさら幼児から身体弱者の方々に配慮した整備が必要と考えるわけであります。

施設の多くは、大広間の集会室は2階にあるのがほとんどであります。何かの催しがある場合に、高齢者、障害を持たれた方々の2階利用は大変なことであります。また、トイレの入出入り口の開口及び段差、さらには車いす使用のブースもありません。すべての住民が安心して利用できる施設改修が必要ではないか、伺います。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 齊木議員より、公民館分館施設の高齢者、障害者対応についての御質問をいただきました。

学習等共同利用施設は、地域住民の皆様にとって一番身近な施設であり、触れ合いの場、そしてさまざまな事業実施の場として御利用いただき、心豊かな地域づくりのため、公民館分館指定をしております。

生涯学習社会を構築することが大変重要な時代となりました。家庭や地域、それぞれが教育力を発揮し、その役割を補完し合いながら、住民の学習活動、住民が集い触れ合う事業を推進することが必要でございます。

そこで、平成19年度より公民館分館活動のモデル事業を募り、その支援と既存施設の有効促進に取り組んでおります。各施設の老朽化が進んでおりますので、事業を実施される施設から、順次、空調機やカーテンの更新、バリアフリー化修繕工事も進めております。今後も活動状況に合わせ、そして人に優しい施設改修に取り組んでまいりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

（11番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 齊木一三君。

11番（齊木一三君） 学共施設におきましては、先ほども述べましたが、ほとんど大広間というのが2階にあるわけです。こういったことは、構造上、仕方がないといえば仕方がないわけですが、先日もそういうような活動に関してお話をしておりましたところ、エレベーターも必要だと。2階に高齢者をどうやって上げるんだと。また、障害者の人もどうやって2階へ上がっていくんだと。そういうような話が出まして、先ほど申しましたけれども、これから団塊の世代の人が高齢者の仲間入りをしていくわけでありまして、そういった方々が会社人間から遠ざかりまして、地域の人々とのかかわりを持った生活が始まってくるわけです。いよいよそういう時代に入ってきてまして、そういう人たちが多く利用される。また、それ以上の高齢者の

方も利用していただかなきゃいかん。そういった場合に、切実な問題だと思うんですが、高齢者の方、また障害を持った方、2階へ集うというのが大変なことなんですね。いつも話題に出るのは、各部落であります総会とかそういう関係でも、2階へ上がるのが大変だというような話をよく聞くわけであります。

今後、開かれた公民館活動、いろんな行事、集団的な形で使われることもありますでしょう。また、たまり場的に高齢者を分館の中に引き込んで、いろんなことで利用していただく、活動していただくという拠点においては、私、先ほどの質問じゃないですが、庁舎も大事ですが、そういう活動を促進されるに当たって、やはり公民館分館というものの利用からいけば、これは当然、いろんな設備、またバリアフリーに関する施設、これは当然必要なことだと私は思っています。余野の学共も、トイレ関係、段差がありまして、今、障害者が使われるようなブースもありません。こういうことも考慮していただかなきゃいかんと思うんですが、ただ、今お話があったような、カーテンをかえる、空調機をかえる、トイレを洋式にかえる、手すりをかえる、段差をなくすだけじゃなく、そのほかにもまだ身体弱者に対するそういう施設整備が私は必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 学共の建設がされまして、早いところだと25年経過がしているような状況でございまして、それぞれ今の現状に合わせていこうと思うと、エレベーターが欲しいとか、洋式のトイレが欲しいと、いろんなものが出てくるかと存じます。そういうこともございまして、19年度から、一部でも公民館活動も御利用いただき、そしてまた各学習等共同利用施設も御利用いただける方法はないかということで今回始めさせていただいて、今、2年目を迎えようとしておる状況でございまして、各施設におきましては、一番身近な施設だということで、住民の方がお使いをいただけるかと存じます。そんな状況もございまして、各地区からも公民館活動の一部にも入れていただきまして、町とも一緒にその施設の活動状況に合わせながら、町も財源がございまして、いろんな各地域がございまして、それに合わせながら施設改修に取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

（11番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 齊木一三君。

11番（齊木一三君） これから、私らも団塊の世代で、もうしばらくしますと高齢者の仲間入りをするわけでございます。これから今後の人生においては、やはり地区の人々とかかわりを持ったいろんな活動ができるような世代に入ってきております。ぜひ私、思うんですが、今まではやはり昔の建物ということで、身障者、また身体的な弱者に配慮した施設にはなっておりません。これから使っていただくのは、若い方はもちろんですが、高齢者、身障者、すべて

の住民の方が利用していただかなきゃいけない。それに対して、まだまだこれからいろんな設備に配慮していただかなきゃいかな点というのはかなりあると思います。

先ほど申しましたように、施設的に2階に集会室があると、とにかく使いにくいと、年食った人はどうやって上がっていったというような声を盛んに聞くわけでありまして。これもまだ昨年から公民館活動というものが条例化されたんですか、そういう形でいろいろやって、これからふえていこうと思っておりますので、ぜひそういった弱者に対する配慮、いろんな施設に関して、すべての人が使えるような形で改修をしていっていただきたい。また、そういった住民の方々の意見も取り入れて施設改修の方をお願いしていきたい。そのように思っておりますので、そのようなことができるかどうか、もう一度答弁の方だけお願いします。

議長（宇野昌康君） 教育部参事。

教育部参事兼生涯学習課長（三輪恒久君） 活動をさらに推進していくためには、今おっしゃられたようなのが当然必要であります。簡単に言えば、今、2階に集会室が、1カ所を抜いてすべてそうっております。そこで、そういう方を救っていくためには、リフト等をつければ可能になってくるだろうと思っております。足が少し上がらないぐらいの軽い方ですと、手すりをつけてあげるとか、そういうことは金銭的にも可能な話ですので、今後考えてはいきます。

ただし、トイレについては、今の学共の施設では無理であります。洋式トイレは既に逐次、余野もかえております。しかし、洋式トイレは大きいわけですし、既存のかがんでするトイレの1.2ぐらい必要ですので、一つつぶれる形になります。ですから、学共そのものが、男子の場合は大便器が一つ、小便器が2基ということになっておりますと、そこに障害者用を入れるということは、もう大便器を全部なくしてしまう形になりますので、構造的には無理があります。そこで、部屋を一つつぶしてしまうということになると、活動が活発になり、今度は部屋が足らなくなるということになりますので、基本的に増築とかいうことで考えないと無理があるというふうに思っております。我々、最低限の迷惑のかからないような活動を促進するための施設の整備はしてまいります。ただし、今後、計画的に増築等のものも考えながら、そこにそうした弱者、障害者の方ということも必要になってくるだろうと思っております。

それよりも、さらに私は、未就園児、要は1歳、2歳、3歳と、そうした子供たちの支援、お母さんに支援していくわけですけれども、その子供たちが学共で、未就園児、保育園だとか幼稚園に入る前に、そうした活動ができるようにしてあげたいというふうに思っております。そのためには、その子供さんの小さなトイレなんか必要でないかなというふうに思いますし、乳児の授乳室というんですか、そういうものもできればというふうに考えております。ですから計画的に、今後、もう一度学共及び公民館施設につきましては見直しをかけた上で、逐次、活動の盛んなところには、当然、支援をしていかなくちやならんだろうと。また、ほかの地域

の施設においても、これから当然、活動がしていただけるものだと私は確信をしております。今現在は、4地域で活動モデルとして、これからどんな施設に改造したらいいのかというようなことも一緒に模索をして、これから活動していただける地域については、その考えを盛り込んで施設の整備も考えていくということでもありますので、御理解をいただきたいと思っております。

(11番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 齊木一三君。

11番(齊木一三君) 前向きな答弁をいただきました。住民の皆さん、使い勝手やいろいろなことがありますので、ぜひ相談をしながら、また知恵をかしていただき、いろんな形で使いやすい公民館となるように、またひとつ御協力いただけましたらと、このように思うわけでありませう。

続きまして、3点目でございます、公園整備についてでございます。

余野区内にある1号公園は、区画整理完了後も雑種地のまま放置をされていますが、整備計画の予定はあるのかということでもあります。

余野区域は区画整理が完了し、10年余りが過ぎようとし、都市計画にて地域の整備も進み、新興住宅も年々増加しているところであります。現在、余野地区には6カ所の公園と中央公園があり、多くの住民の皆様にご利用されています。しかし、1号公園につきましては区画整理後も雑種地のまま放置をされ、温かい季節になりますと、草は茂り、害虫も繁殖し、風が強い日などは砂が飛んで大変迷惑をしておると、近所の方々からも苦情を聞いております。公園の一部を余野区の不燃物集積場として利用させていただいておりますが、名ばかりの公園ではなく、付近の皆様が利用できる程度の整備は必要であると思うわけではあります、整備をしていただける予定があるのかどうか、お伺いをいたします。

議長(宇野昌康君) 環境建設部長。

環境建設部長(近藤則義君) 余野1号公園の整備につきまして御質問いただきました。

御案内のとおり、余野1号公園につきましては、余野土地区画整理事業によりまして都市計画決定された都市公園でございます。余野土地区画整理事業は平成9年に竣工を迎えまして、公園用地につきましては、町が順次整備を進めてきた経緯がございます。

御質問の余野1号公園につきましては、街区公園で規定する半径250メートル以内の民家もまばらで対象住民が少ないことから、整備時期を模索しておりました。区画整理事業から10年を迎え、周りの様子も随分変わってまいりました。そのようなことから、公園整備の必要性も高まってきたのではないかなというふうに考えております。今後につきましては、地区の区長さんを初め地区の意見を集約させていただきまして、中小口の今進めております区画整理事業の進捗状況にあわせて整備を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお

願いたいと思います。

(11番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 齊木一三君。

11番(齊木一三君) 1号公園は、雑種地といいますが、畑の草が生えたような状態で、そのままずうっとほかってありまして、現在はロープが張りめぐらしてあるという程度の土地になっております。季節がよくなりますと、草の勢いというのはすさまじいものでございまして、年に3回ぐらい草刈りをやっていただいておりますとのことですが、とても人が利用できるような土地ではありません。

先ほども言いましたが、大変そういった苦情等々も私聞きますので、今、部長から答弁があったように、早急に整備計画の方を網羅していただきたいと思いますが、公園といいましても、昨今では遊具等を設置されますと、いろんな管理上の問題がございます。立派な公園というイメージは持ってありませんが、とにかく整備をしていただけると、近所の方にも迷惑にならない。また、小さな子供さんがボール遊びぐらいできるような、そういった広場にならないかなと私考えるわけでありまして、グラウンドの整備、フェンス等々で囲っていただけたら、子供さんもその中でいろんなことで遊べるんじゃないかと。そのような公園施設ぐらいを私お願いしたいと思っておりますが、今、部長さんの方から、整備を順次進めていくという答弁をいただきましたので、これ以上私の方もお願いすることはありませんが、ぜひ早急に整備の方をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長(宇野昌康君) 環境建設部長。

環境建設部長(近藤則義君) おっしゃられるとおり、間もなく雑草が生い茂る時期が参ってまいります。そのようなことで、当面、今年度は不陸整正ということで、多少のこぼこもありますので、その辺をさせていただいて、今、キャッチボールとかいう話もありましたので、そんな程度ができる状態で当面は整備していきたいなと思っております。

先ほど言いましたように、民家もふえてまいりまして、地区の方々の要望も高まってきた、利用もしていただける頻度もふえてきたなというふうに思いますので、今年度はできないかもしれませんが、早急にその辺も含めて検討してまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

(11番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 齊木一三君。

11番(齊木一三君) 前向きな答弁をいただきました。ぜひひとつ要望に沿って計画の方をお願いいたします。

以上をもちまして、質問の方を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（宇野昌康君） 会議の途中ですが、ここで11時5分まで休憩といたします。

（午前10時55分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前11時05分）

丹 羽 勉 君

議長（宇野昌康君） 続いて、丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 7番議席の丹羽勉でございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、町民参加条例についてでございます。

町民参加条例につきましては、私のまず考えを述べさせていただきます。

地方分権改革が進められる中、国から移譲される権限は、限られた行政の体制と財源で推進することは極めて困難であろうと考えます。行政は、住民のニーズを酌み取り、協働で事業を推進していくことが求められていると思います。そして、行政は本来の行政の任務を遂行し、住民はみずからの問題をみずから解決する住民自治の大口町を確立する必要があると私は考えます。

そこで、町の考え方を伺います。

昨年秋開催されました地区懇において、年度内の条例策定を目指している旨の発言がありましたが、現在の進捗状況をお伺いします。

議長（宇野昌康君） 政策調整室長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 町民参加条例につきましては、今年の7月から策定会議を発足し、現在までに5回の会議と勉強会及び懇談会をそれぞれ1回開催をしました。

第1回で条例策定の背景、考え方を事務局から提示をしまして、条例策定の基本的な方針を住民参加のもと策定作業を進めるといたしました。第2回では、参画と参加のまちづくりの現状を整理し、条例の趣旨や意義への関心と地域特有の多様な意見を求めて、地区懇談会等の開催を決定いたしました。その後、勉強会と3回の会議を経て、11月のふれあいまつりで町民参加のまちづくりインタビューと11地区で策定委員とともに懇談会を開催いたしました。その結果、12月の総務文教常任委員会協議会と議会全員協議会及び区長会で報告をさせていただき、12月15日開催のOh - ! TOWNフォーラムでパネル展示と策定会議からの「かわらばん」の発行並びに広報「おおぐち」に掲載がされております。1月から活動中の団体にグループインタビューを行っております。第4回、さらには第5回の会議では、懇談会等を振り返り、大口

町らしい条例像をイメージするなど条例についての理解を深め、条例骨子の概観がようやく見え始めたような状況でございます。

(7 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 住民の意識の中には、大口町も広いので温度差があると思います。地域的に見ましても、いろんな活動が活発なところもあれば低調なところもあります。画一的な意識調査ではなく、きめ細かい対応を望むものですが、そういう意見をお聞きするときに、そういう配慮はしていただけるものかどうか、お伺いします。

議長 (宇野昌康君) 政策調整室長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 11 行政区で行いました地区懇談会においても、そのあたりの進行につきましては、策定委員の皆さんが私どもより上手な会議の進行等を行っていただきまして、非常に和やかな中でいろんな地域特有の問題、あるいは地域特有の課題、取り組み等について、それぞれ御紹介をいただいたり、御意見をいただいたというような経過がございます。そういうものをつぶさに、先ほどもお話ししました所管の総務文教委員会協議会、さらに議会全員協議会の場において、それぞれ地域の状況について御報告をさせていただいたというような状況でございます。

(7 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 地区懇の参加者は全部で 267 名だという御報告をいただきました。ただ、これは町民の 1.2% にしかすぎません。この 1 回だけの地区懇の意見、11 月にはインタビューとか Oh - ! TOWN 等で意見も聞かれたというような御説明がございましたが、地区懇としては、わずかな人数しか集まっていたことができませんでした。この結果が町民の総意として条例策定の作業を進めるのか、お考えをお伺いします。

議長 (宇野昌康君) 政策調整室長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 地区懇談会では、区長さんを初め地区の役員さんの御協力を得まして、多くの貴重な意見を伺うことができたのではないかとこのように思っております。そして、策定委員の皆さんにとっても、条例を今後考えていただく中で、大変参考になったというようなことを伺っております。また、地区懇談会において、条例の内容を見て意見が言いたいという御意見もたくさんいただきました。

さらに、第 4 回の策定会議において、地区懇談会だけではなく、実際に活動をしてみえる方々の意見を聞くとか、地区懇談会で参加の少なかった若い人たちや女性の意見を聞くということになり、1 月から団体を対象にグループインタビューを団体と委員等との日程を調整する

中で行っております。第4回と第5回の策定会議において、策定委員から、条例の骨子の段階でもう一度住民の意見を聞く機会を持ちたいという意見がありますので、懇談会やパブリックコメント等を新年度で実施し、より多くの住民の皆さんから御意見を伺ってまいりたいというふうに考えております。

(7番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 私が要望したいと思っておりましたことをすべて前向きにお考えのようでございますので、おっしゃるとおり、若い参加者も少なかったように思います。また、1回だけの地区懇でなく、あらゆる機会をとらえて幅広く意見を求めて、決して焦ることなく条例策定に当たっていただきたいと思います。

次に、町民参加条例策定の予算が139万円計上されております。19年度計上されておりましたアドバイザー10万円、費用弁償2万5,000円が削減され、新たに講演会で15万円、パンフレット作成に4万5,000円増額計上されておりますが、予算の具体的執行計画をお伺いします。

議長(宇野昌康君) 政策調整室長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) 平成20年度の予算につきましては、平成20年度に進めていきたいその作業等に係る経費として計上させていただきました。そして、平成20年度の執行計画であります。まず1番目に、策定会議で条例の骨子案を策定。それに伴います経費としまして、報償費で29万5,000円、さらに今お話がありました費用弁償につきましては、今回、20年度の予算につきましては、報償費に含めた形で依頼をしていきたいということで計上をいたしておりません。次に、骨子案の公表。これは、住民や団体を対象とした懇談会や講演会の開催を行っていききたいというように考えておりました。その講演会の開催の講師謝礼として報償費で15万円。3番目の段階としまして、条例素案を作成し、さらには条例素案のパブリックコメントを実施し、条例案の作成。そして議会への上程をし、条例趣旨等の説明用のパンフレット等を作成しまして、全戸配布をしていきたい。そのための予算として、印刷製本費で94万5,000円、総額で139万円を計上いたしました。

(7番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 委員の報償費につきましては、昨年度と同様、29万5,000円ですので、同じように10人の委員に支払われると思いますが、これは最初に申しあげましたように、地区懇のときには19年度で終了するような目標であったようでございますが、20年度にずれ込むわけですけど、委員はこのまま同じ方なんですか。また、再編のお考えはありませんか、お尋ねいたします。

議長（宇野昌康君） 政策調整室長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 委員の報償費につきましては、議員さんから御指摘のあったとおりでございます。また、委員は引き続き同じ方をお願いをしてみたいというふうに考えております。その理由としまして、議員からもお話がありましたように、当初の作業スケジュールがちょっとずれておりました、この策定会議の中で最終条例案の素案の提案まで、まとまりまでができるというような形の方がベターかなというふうに考えておりました、委員は引き続きお願いをしていきたいと考えております。

（ 7 番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7 番（丹羽 勉君） 現在の委員の方をすりかえよとは申しません。この10人の委員の中には、町民代表はわずか3人しか入っておりません。やはりいろんな事業、これからつくられる条例の中には、町民が参加するための条例だと思います。この策定会議においても、委員のメンバー、町民代表が3名ではちょっと少ないのではないかと思います。特に、区長経験者とか地域に精通した人たちを入れることによって、地域の意見が吸い上げられると思います。ですから、委員を従来の10人にこだわることなく、そういう地域の事情に精通した人をプラスして入れるというお考えはありませんか、お尋ねします。

議長（宇野昌康君） 政策調整室長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 先ほども御答弁を申し上げましたように、20年度におきましても、この住民参加条例の策定会議におけるメンバーにつきましては、19年度と同じメンバーで進めていきたいというふうに考えております。

そして、今、議員さんからお話がありました、地域に精通した、地域のことがよくわかった方をというようなことですが、それにつきましては、私ども第1回の11地区への地区懇談会をつぶさに経験する中で思いましたのは、やはりなかなか何も無い中で御協議、御検討いただくということは難しいのだなということを実感いたしました。そういう中で、各地区でもう一度たたき台になるものを持って各地域へ来てほしいというような御要望があったんではないかなあということを考えておりますので、そういう機会をとらえて地域でのお話というのは十分反映していきたいというふうに考えております。

（ 7 番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7 番（丹羽 勉君） 地区懇の中で地域に精通した人の意見を酌み取るということだというふうに理解をさせていただきます。

今後の取り組みにつきましては、先ほどもお話がありましたので、20年度には成案が見られ

るだろうと思いますが、先ほど御答弁いただきましたように、原案をお示しいただいて、そういうものを検討する中で、町民の合意が得られるような条例策定に御努力をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

大口町のコミュニティバスについてでございます。

公共交通機関のない本町において、コミュニティバスは必要不可欠な交通手段と私は考えます。多額な経費を投じていることから、いろいろな非難があることも承知しております。担当者はそんな非難に耐え、黙々とその向上に努力されております。利便の向上、利用者・運賃収入の増加など、そして地味ながら着々とその成果を上げておると思います。担当者の努力に敬意を表するものです。

さて、20年度の予算の中に路線・ダイヤ改正が予定されておりますが、いつごろどのように改正されるのか、基本方針をお持ちでしたらお示しをいただきたいと思っております。

議長（宇野昌康君） 政策調整室長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 路線・ダイヤ改正の関係でございますが、現在、南部ルート、北部ルートの二つのルート沿線の企業と従業員の方の通勤におけるコミュニティバス利用の協議を行っているところであります。この協議の中で、企業から幾つかの条件が提示をされておりますが、町内の公共交通機関としての機能を保ちながら、早朝及び夕刻におけるコミュニティバス利用者のさらなる拡大を実現しまして、事業の財政基盤をより強固なものにするため、これらの企業とのコミュニティバス利用の協議をぜひ成功させたいというふうに考えております。

コミュニティバスの路線やダイヤの改正につきましては、こうした企業との協議が調う中で、町内の公共交通機関として必要となる路線・ダイヤ改正に取り組んでいくことになるというふうに思っております。

（7番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 先人が各地区に企業を誘致されました。そういう企業を取り込んで、大口町のコミュニティバス、公共交通機関として進められるということで、私もぜひそういう考えを進めていただいて、できることなら全企業が公共交通機関として大口町のコミュニティバスを利用していただけるならば、今までに多額投資した経費が実を結ぶだろうというふうに考えます。ぜひ推進していただきたいというふうに考えます。特に、巡回バスは運転のできない人や子供さんにとって重要な交通手段です。そういう利用者の利便を考え、一人でも多くの方に愛され、利用できる巡回バスとなっていただけるように、今、御答弁がありましたような方向で改正を要望して、次の質問に移ります。

2番目に、企業従業員の通勤、有料広告の掲載など、新しい発想で収入アップを図っておられますが、今後、さらなるアイデアをお持ちですかということで通告をいたしました。既に部長さんから答弁もいただきました。巡回バスの運行事業費の負担が少しでも軽減するように、一層の努力を期待します。

予算書には、この事業の収入が計上されておられません。事業負担金と相殺のようですが、相殺でなく、事業負担金は経費として計上し、運賃収入等は収入として計上した方が担当者の努力の成果も見られ、また、その意欲にもつながるのではないかと思います。どのようにお考えでしょうか。

議長（宇野昌康君） 政策調整室長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） この件については、本定例会の質疑の折にも議員さんから御質問いただきまして、その折に政策調整室の参事から御答弁を申し上げたとおりでございます。現行法律の中では、今、議員さんが御指摘の件につきまして、歳入として運賃収入を計上するということではできません。ただ、やはり言われるように、私どもの職員の励みになるという部分については十分に理解ができますので、それは何らかの形で今の議会の方に資料として出せるようなものを考えていきたいというふうには考えております。

（7番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） ぜひその方向で進めていただけることを期待いたします。

一つの案といたしまして、現在、五千数百万円のバス事業費が組まれておりますが、運賃収入を見込んでそれを差し引いた金額を事業費として計上したら、毎年五千数百万円の運賃事業費が計上されるんでなくて4,000万ぐらいで済むとか、それから運賃収入がどんどん上がれば3,000万になるとかということで、事業費が軽減されていきます。そうすることによって担当者の励みにもなるんじゃないかなというふうには私は考えますが、予算上、そういう考え方はお持ちじゃないでしょうか。

議長（宇野昌康君） 政策調整室長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 運賃収入につきましては、運送事業者の運賃として届け出るために、これを市町村の収入とすることは、道路運送法違反となるというような通知も来ておりますし、私どもの所管の方から運輸支局の方にそのような内容の確認もっております。ですから、そんな中で、現在、現実的に負担金で計上しまして、毎月実績に基づきまして内部的な決済を得、その金額、定額に毎月なるわけでございますが、そのうち運賃収入、さらにはほかの収入がどうだったというようなことを明細をもちまして決済を終え、最終的に、先ほども御答弁をしまして、1年度が終わった決算の段階には、十分にそのあたりが精査をし

ていただけるような資料を提出し、あるいは資料をつくっていきたいというふうには考えております。

(7 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 巡回バスの運行事業費は、19年度より196万6,000円多い15,675万7,000円計上されております。さきの質疑のときに、増額分は中型バスの導入とガソリンの値上げによるものという説明がございましたが、この中型バスの導入、ガソリンの値上げは19年度途中に発生したと思いますが、19年度分についてはどのように対応されたのでしょうか、お伺いします。

議長 (宇野昌康君) 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長 (大森 滋君) バスの大型化、それと燃料費の増額ということで御質問いただきました。

19年度におきましては、まずバスにつきましては、中部ルートに37人乗りのバスを導入しました。これによりまして、基本的には百三十数万円の増額になる予定でしたけれども、バスの運行の経費を見直しました。10人体制を9.55人体制で運行するという見直しの中で、委託料の中には転嫁をすることなく償却ができたということであります。それから、ガソリンにつきましては、当初、値上がりを見込んでおるといいますか、当時の燃料費の価格で契約をしました。中には、途中で非常に苦しいという話もございましたけれども、業者の方との協議の中で、何とか年度いっぱい当初の価格で運行するというような協議が調いまして、現在に至っておるということであります。

(7 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 業者を泣かせたというような感じがするんですが、このガソリンの値上げ分につきましては、20年度に転嫁されておるといえることはありませんか。

議長 (宇野昌康君) 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長 (大森 滋君) 予算で燃料費の値上げ分を含んでおりますけれども、これは契約額ではなくて、契約を結ぶ時点では、また別の交渉を私ども業者とはしていきたくて思っております。これは経済的には非常によくはない話なんです、円高であるということが一つあります。これは、輸入をしてくる物資については安く働くと、価格が抑えられる方に働くという点もあります。さらには、暫定の揮発油税についての取り扱い等も不透明な状況になっておりますので、こういったものを年度末にきちっと見きわめて、燃料費についての交渉をしていきたくて思っております。

(7 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 20年度に予算計上してあります5,675万7,000円の内訳を教えてください。

議長 (宇野昌康君) 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長 (大森 滋君) 質疑のときには持ち合わせておりましたけれども、きょうは持ち合わせておりませんので、また後刻、回答させていただきます。申しわけありません。

(7 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 今ちょっとお尋ねしたかったのは、さきの質疑のときにも出ましたが、スクールバスの運行費が、私の感じ取り方ですと、巡回バスの運行事業費の中にスクールバスが3台分含まれておるやに思います。教育部の方で1台分が増車するというので、1台分、今回計上されております。何ゆえに巡回バスの事業費と教育部のスクールバスと、3台と1台、同じような状態で運行するのに、分けなければならないかということについてお尋ねしたいと思います。

議長 (宇野昌康君) 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長 (大森 滋君) スクールバスにつきましては、実は16年6月29日から北小学校で実施をしております。それから、南小学校では17年4月26日から実施をしておるわけですが、これにつきましては二つの条件がうまく重なったということであり、一つは、あおい交通が大口町からコミュニティバスの本体の事業を受託したというのが1点であります。要は、あおい交通が大口町のコミュニティバスの事業を受託したというのが1点。それから、そのあおい交通がオークマの従業員の送迎を実施しておったということで、新しい資源を投入することなく、車両と乗務員をスクールバスの方に投入できたということでありまして、この二つの条件が相まってスクールバスの運行が実現できたということであり、ます。ですから、このどちらか一つが欠けてもスクールバスの運行ができなかったという状況にありますので、御理解をいただきたいと思ひます。

そういう中で、今まで3台でやっておったんですが、それを1台ふやすということになりますと、これ以上あおい交通の方につきましても資源を新たに投入していく必要があるということで、その分とガソリン代の値上げにつきましては有償で行いたいということで、今回、教育部の方にその分を予算計上したということであり、ます。

(7 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） ちょっとよく理解できないんですが、背景にあおい交通とかオークマの送迎とかという問題があるようでございますが、これはすっきりできんもんですかね。1台分だけ教育部で計上して、そういう背景がありながらも、3台分は巡回バスの方の事業費で計上するということは、私、逆に言えば、スクールバスとして利用してあるならば、3台分を巡回バスの事業費から教育部のスクールバスの方に計上することによって、バスの運行事業費が軽減されると思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） 今、教育部の方に予算化をさせていただいたというのは、新たに1台分をふやすということで必要になった部分についての経費の予算化であります。3台分につきましては、先ほど申し上げましたように、巡回バスを実施していく中で条件が合ったということで実施をしてもらえたところがあります。はっきり申しまして、この間の経緯を見てもわかるんですけども、例えば16年6月29日から北小学校のスクールバスが実施をされておりますけれども、この間、16年の4月、5月、それから6月の委託料ですね。例えば、16年の5月の委託料は436万円ですね、それで6月も436万円で、7月も436万円ということで、巡回バスの中でスクールバスの事業を行っていくということにつきましては、新たに運行业者が資源、バスとか人材を投入する必要がなかったというところで、こういう形になっておるといことであります。今回、1台につきましては、やはり有償で運行せざるを得ないという状況の中で、教育費の中で予算を計上したということですので、御理解をいただきたいと思います。

（7番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） それぞれ背景がありますので、同じようなものでも予算立てが違うということは、それなりに理解をさせていただきました。

冒頭にも申し上げましたように、私は、巡回バス事業は大口町にとっては重要で必要な事業と考えます。今後とも担当者の一層の御努力により、少しでも経費が削減でき、さらには町民に愛されるバス事業であっていただきたいと思いますので、今後とも御活躍をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

職員数とその処遇についてでございます。

大口町の職員定数条例では、職員の定数を210人と定めておりますが、20年度予算説明書では、前年度に比べ8人の減員で176人としております。また、昨年10月25日の全員協議会の資料によりますと、21年度までに職員数を5.3%削減するというところでございます。また、それは数年の退職者の補充を見合わせるによりクリアできるという説明がございました。町

としては、職員の必要現員はどのように設定されておられるのかお伺いします。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 平成8年の大口町職員定数条例の全部改正によりまして、職員の定数が210人と規定をされております。現条例の職員定数につきましては、過去、町の施策の事業展開に対する柔軟な対応、また退職者の補充対応のために職員採用を行ってきた結果を踏まえたものであります。平成8年度から平成17年度までの平均を見ますと、204人程度の職員数で推移をいたしておりますことから、大口町に必要な職員数については、210人が上限かつ基本ではないかというふうに考えております。

そして、集中改革プランにおける大口町の定員管理の数値目標を掲げるに当たり、平成11年から平成16年までの実績を見ましたところ、町施策の事業により職員採用を行った経緯もありますが、基本的に前年度の退職者の補充採用を行ってきた結果、純減は1.0%でありました。そのため定員管理の数値目標については、基本的な考え方としまして、平成11年から平成16年までの5年間の地方公共団体の総定員の純減実績4.6%を上回る5.3%の純減といたしました。

地方公務員の人件費につきましては、国の給与構造改革を踏まえた改革が実施をされております。それに加え、骨太の方針（基本方針2007）では、地方における民間給与水準への準拠の徹底、民間や国との比較の観点からのさまざまな批判に対する是正等のさらなる削減努力を行い、平成19年4月に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減である5.7%と同程度の定員削減を行うことを含め、大幅な人件費の削減を実現することとし、平成22年度としていた定員の純減期間を平成23年度まで継続するといたしました。適正な定員管理を進める上で、他の自治体の職員数との比較を行うための目安となる指標としまして、議員さん御承知のように、総務省による類似団体別職員数の状況があります。類似団体別職員数の状況は、全市区町村を人口と産業構造を基準に幾つかのグループ、すなわち類似団体に分けまして、その類似団体ごとに普通会計の職員について、人口1万人当たりの職員数を算出したものであります。

大口町の類似団体は全国で73町が該当しますが、定員管理診断表により職員数を比較しますと、20人超過しているという結果が出ております。類似団体とはいえ、各団体の置かれております状況はさまざまありますから一概に比較できるものではありませんが、各団体が集中改革プランにより定員管理に取り組んでいる中であって、類似団体別職員数の状況を活用し、類似団体と比較して大口町の職員数がどうなっているのかという分析を参考に定員管理を進めていくことは、一つの手法であると考えております。

なお、平成20年度の当初予算、一般会計における職員数176人につきましては、前年が184人で増減マイナス8、その減員の8につきましては、退職が5人、そして特別会計との会計間の

異動が2人、それから派遣法に基づく派遣が1の計8名の減によるものであります。

(7番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 集中改革プランの説明のときに、数ヵ年退職者の補充をしなければというような説明がありましたが、このように数ヵ年も補充をしないというような状況になりますと、その時点になったとき、60歳の定年を迎えて、その人たちが退職していかれる。そうしますと、その後、数ヵ年というものは採用がしてありませんので、ここにブランクができてしまうんじゃないかと思います。組織を形成する中で、そういうブランクができるということはマイナスではなかろうかと思います。やはり先輩のいろんな知識を後者に譲って、そしてその組織が成り立っていくものだろうと思いますが、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

議長(宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) 今、議員さんから御発言のありました空白ができるというようなことは、やはり組織として好ましいことではないというふうには思います。さりとて、今、もろもろ御説明を申し上げました現行の条例定数、さらには集中改革プランへの取り組み、そして当該年度、その年々における退職者等の関係で、今、集中改革プランの目標達成に向けて努力をいたしておるわけでございますが、私どもがもう一つ考えなければならないのは、ここ最近になりまして、特に有資格者の確保、例えば現況で言いましたら保健師さんあたりの確保が非常に難しい。さらには保育士さんあたりの確保も難しいというような状況もあるようでございます。そういう中で、有資格者については、さらに後継者の育成ということを考えて、職員採用、定員管理の中で考えていかなければならないというようなことで、非常にいろんな多方面に気を使った難しい取り組みをしていかなければならないというふうには考えております。

(7番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 昨年は計上されておりましたけど、20年度の予算の中に愛知県町村職員採用候補者統一試験の負担金が予算計上されておりますが、これは昨年計上されていないということは、その統一試験を受けなかった。20年度はその統一試験を受けるんだということで理解させてもらってよろしいでしょうか。

議長(宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) そのとおりであります。

(7番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） では、20年度に採用予定計画があるということですが、その内容はここでお示しをいただくわけにはいきませんかでしょうか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今もお話をしましたように、一つは、現在、不足をしております職員の補充、そしてもう一つは、今後、職員を管理、あるいは育成をしていく、そして後継者の育成をしていく中で考えなければならない有資格者の確保、これあたりをベースに考えていきたいということで、まず担当レベルでは話をしておりますが、まだ具体的にお話ができるようなところまでは至っておりません。

（7番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 職員の削減といいますが、正規職員が削減されていくわけですが、これによって住民サービス、事務のほかの職員への負担、こういうことについてはいかがお考えでしょうか。また、そういう不足分を臨時職員で賄うというようなお考えなのか、お伺いします。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 職員の削減をすれば、今まで10人で仕事をしていたものが8人、あるいは6人というような形での仕事の執行になるわけですから、負担がかかるということは明らかだというふうに思いますが、いろいろ考えなければならないというふうに思います。ということは、一つの業務をこなしていくのに、まずそれを地方公共団体が行政の中でしなきゃならない仕事なのかどうなのか。そういうところも含めて、職員の定数、あるいは職員の業務の内容というものを一人ひとりが考えなければならないというふうに思っております。ですから、職員削減、その結果が臨時職員にプラスになっていくというようなことは思っておりません。それは、職員一人ひとりが大口町の職員、行政として一つ一つの仕事をすべて現状のとおりにならなければならないことが本当に必要なのかどうなのか。そういう中で、やはり臨時職員の手もかりて対応していくということを考えなければならないというふうに思っております。

（7番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 決して大きい自治体とは申せませんので、正規職員だけで仕事ができるという限度というものはおのずとわかってくると思います。臨時職員も必要な臨時職員であると思います。ひとつその辺のところはよく見きわめていただいて、雇用していただくということをお願いしたいと思います。

また、今、答弁にもありましたように、行政がやらなければならないということを優先して、

本来、行政の仕事でないことまでも、今、いろいろやらされるのが行政ではなからうかと思えます。行政が本来の仕事ができるように、ひとつその辺のところも考えていただきたいと思えます。

臨時職員につきましては、福田首相も非正規雇用の労働者が増加していることについて、今月の10日に賃金水準を上げるために正規雇用の形にしてもらわなければいけないと述べて、雇用状況の改善が必要との考えを示しておられます。本町では、地域手当については国の方針を受ける準備として条例改正が上程されておりますが、職員雇用についても総理の考えを受け入れて、職員の削減をやめ、フルタイムの臨時職員を正規職員とするような雇用する考えは、今、部長の御答弁で、ちょっと私のトーンもダウンしてしまうわけですが、地域手当などは国の方針に基づいて、これを受け入れるように準備がされております。非正規雇用の労働者が増加するということについては福田総理も懸念をしておられますので、ひとつその辺のところもよくお含みをいただいて、正規職員が立派に働けるように、臨時職員の雇用についてはなるべく避けていただくような方法をお願いしたいものでございます。

次に、大口町職員の給与に関する条例では、地域手当を、御案内のように、給料、管理職手当、扶養手当の100分の9を支給することとされておりますが、これは国の方針とかお伺いしますが、県、近隣市町の状況を把握しておられましたらお示してください。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 地域手当に係る条例の改正につきましては、行政課長の方から質疑の折にその経過等、考え方等、御説明を申し上げてきた経過がございます。今、議員さんから御質問のありました愛知県、さらには近隣の市町の取り組みについての状況を御報告させていただきます。

まず、愛知県は昨年の2月の議会では、県職員に支給される地域手当の支給率である10%、国の基準は6%であります。これを変更することはないという方針でありましたが、平成20年1月19日の新聞に掲載されたとおり、支給率を見直す方向に方針を転換いたしております。また、近隣では、平成19年4月に、江南市が平成21年度末まで10%で平成22年度から3%に、岩倉市が平成21年度末まで8%で平成22年度から3%に、そして平成19年12月には、犬山市が平成21年度末まで10%で平成22年度から3%に、それぞれ条例の一部改正を行いました。扶桑町につきましては、本町と同じように、3月の議会において同様の条例の一部改正の議案が提出されておるといふうに聞いておりますし、また小牧市につきましては、現在のところ、条例改正については未定というふうになっております。

（7番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 国は何を基準にゼロとか3とか、中には12%を15%にするとかいう地域手当の基準を、何を根拠にされたのか、承知してみえたら教えてください。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） 質疑の中でも御説明させていただきましたとおり、国の方から支給地域の指定が来ております。その内容といたしまして、民間事業所が集積し、経済活動が安定的、なお継続的に行われている地域について行う趣旨に、人口5万人以上の市町を単位として行っております。なお、中核的な都市、政令で指定する人口30万人以上の市ですね。中核的な都市が支給地域となる場合には、当該都市と地域の一体性が認められる市町村も対象ということで、近隣の市町であれば、一宮市周辺における町村がこれに該当するかなと思います。

その指定基準なんですけど、厚生労働省が発表しております賃金構造基本統計調査による賃金指数、全国平均の100、10ヵ年平均が95.0以上であることを基本として、支給地域を東京都の18%から江南市の3%まで、6地域に指定しております。以上です。

（7番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 国が示した地域手当の率が、ゼロ%に対して異議を申し立てて3%を確保した自治体があるやにもお聞きしますが、大口町の方はどのように対応されたか、お伺いします。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） そういう自治体があるというようなことを質疑の中でお話をお聞きしたんですけれども、私はそこまでの情報はちょっと知り得ておりませんので、まことに申しわけありません。

ただ、この地域手当におきまして、地域手当の扱いにつきましては、愛知県の尾張事務所等といろいろと意見交換をする中で、私どもなりにこの制度の中身についても問いただしをしたわけですが、やはり肝心な部分があり、今の話で、県の尾張事務所あたりでも掌握をしていなかったというような状況でございまして、ただ、いずれにしましてもこの地域手当の是正につきましては、単に地域手当の是正ということだけではなくて、それぞれの市町の財政、さらには特別交付税というような制度の中でセットで考えていかなければならない。また、愛知県においては地域手当の取り扱いについて、他の都道府県と違いまして、一律で行ってあるというようなことが総務省、国あたりからは厳しく指摘を受けまして、その見直しを県自身もしなければならないというような状況の中で、それぞれ市町村においても国基準、あるいは国の人勧に伴いますこの手当のあり方、ありよう、そういうものを踏まえて、今回、是正をお願いするもので、条例の一部改正を提案したものでございます。

(7 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 20 年度予算の中では、特別交付税ですか、ペナルティー分を想定した織り込み済みじゃないかと思うんですが、前年度比マイナス 1,200 万円の 600 万円が計上されております。地域手当の総額が 6,600 万円とお伺いしますが、ペナルティー分の 1,200 万円を差し引いた 5,400 万円の地域手当を支給すると大体 7 % ぐらいになると思うんですが、あくまで国の方針に従うということなのか、ペナルティー分を差し引いた 7 % を支給するというようなことはお考えないでしょうか。これが職員の給与の激変緩和につながると考えますが、いかがでしょうか。

議長 (宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 地域手当につきましては、今議会に提案をさせていただきましており、条例の一部改正のとおりに進めていきたいというふうに考えております。また、それにつきましては、非常に私どもも悩ましい部分がございますが、職員の皆さんの理解を得るというように最善の努力をしていきたいというふうに思っております。

(7 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 私が一番恐れるのは、国の方針どおりに従えば、月 3 万円から 5 万円近くの賃金カットになってしまうと思います。住宅ローンや子供の学費がかかるとか、30 代、40 代の職員の人は生活破綻を起こすんじゃないか。家庭崩壊です。職員をそんな環境に追いやるということは、とても許しがたいと私は思います。こういうことを考えるのは、組織の上に立つ人の責務だと思いますが、そういう中でいろいろ人事評価制度というようなことも御検討されておりますが、ひとつこういう不幸な職員が出ないように希望いたします。

町長は、さきの施政方針で、地方が主役、住民が主役の時代が到来したと述べられました。いろんな権限が国からも移譲されてきております。給与形態に関して、独自に設定するというのは極めて難しいということは、さきの質疑のときにも説明がございましたが、地方分権が推進されているとき、国の方針に大口町から警鐘を発信するというようなお考えはありませんか。

議長 (宇野昌康君) 酒井町長。

町長 (酒井 鉄君) 地方分権への改革が、今、大きく進んでおるところであります。今回の賃金の問題につきまして、あるいは地域手当を廃止していくという問題につきましても、担当はかなりの間、悩ましい問題として考えた末の結論であろうかというふうに思っております。

大きな世の中の変革の中で、医療制度がこの 4 月から大きく変わってまいります。これについても、税法も昨年、あるいは本年度、大きく変わってくるということでもあります。住民が主

役と言いますけれども、住民がじかに痛みを感じ、この問題に立ち向かっていく時代に入ってきておるな、一人ひとりの住民が、あるいは国民が、こうした問題にじかに取り組んでいく時代であろうと、こういうふうに考えております。

今回の地域手当の問題でありますけれども、担当としてもこの問題を真剣に考え、今後の対応を考えてくれた。これは職員間の問題だけではなくて、住民を含む課題として考えてくれたと思います。そうした中で、職員の給与だけが安泰を保つということは説明ができない社会の情勢にある、こういうふうに考えてくれたんであると思うております。あえてこれに前向きに取り組み、そしてこれに対する対応を個々の職員が、あるいは町として、あるいは町民として真摯に受けとめ、これからの時代を築いていく必要があるかと思っています。

今回、国のやり方については、地方分権という形の中で、国が統一したこういったものを打ち出すことに対しては、私自身も個人的には不本意であります。しかしながら、時代背景の中で、トータルで国が施策を打ってくるわけでありますから、その趣旨も十分理解をしながら、今後の対応を考えていきたい、こういうふうに考えております。御理解をいただきますようお願いをいたします。

(7 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 今、町長のお話も伺いました。町長も、職員も、我々議員も、みんな大口町がよくなることを考えているわけです。そういう中で、行政を担う役場職員の処遇は勤務意欲の向上につながり、また新しい優秀な人材が確保できると思います。どうか職員のあすに明るい未来が開けるような処遇を検討していただくことを要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

議長 (宇野昌康君) 会議の途中ですが、ここで午後 1 時 30 分まで休憩といたします。

(午後 0 時 0 2 分)

議長 (宇野昌康君) それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 1 時 3 0 分)

議長 (宇野昌康君) その前に、政策調整室参事から発言を求められておりますので、許可します。

政策調整室参事兼政策調整課長 (大森 滋君) それでは、午前中の丹羽議員の質問に対しまして答弁漏れがございましたので、説明をさせていただきます。

平成 20 年度当初予算のバスの運行経費、負担金ですけれども、5,675 万 7,000 円の内訳をとい

うことでございます。まず5,675万7,000円の内訳ですけれども、人件費といたしまして3,935万4,000円、それから車両の経費といたしまして675万2,190円、公租公課、これは自動車の重量税とか自賠責保険、あるいは任意の保険を含んでおりますけれども、75万9,719円、それから燃料費といたしまして989万1,714円であります。もう一度言います。人件費につきましては3,935万4,000円、車両経費675万2,190円、公租公課75万9,719円、燃料費につきましては989万1,714円、合計で5,675万7,000円ということになります。よろしくお願いいたします。

(7 番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) お昼前にはちょっとはしょって申しわけございませんでした。最後の1点について質問させていただきます。

昨年の10月25日の全員協議会において、職員の駐車場の有料化を実施の方向で検討するということでしたが、現在のその後の状況を教えてください。

議長(宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) 職員の駐車場の有料化につきましては、集中改革プランの中で、職員の受益と応分な負担の観点から取り組んでいくべき項目として提案をしておりますが、昨年の議会全員協議会におきましても、今後、職員組合などと協議の場を持ちながら、職員の意見を聞きつつ検討していく方向で回答をさせていただきました。その後、12月18日には職員組合執行部に対し、職員駐車場有料化実施に当たって、組合員の意見集約をお願いしておりますが、本年の2月21日には、職員組合からの依頼によりまして、組合員に対する説明会も実施し、現在は職員組合において、全組合員に対するアンケートを実施するなど、意見の集約をお願いしているところであります。今後も職員の理解を求めながら進めていきたいというふうに考えております。

(7 番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 地域手当の廃止が検討されているところでございます。また、さらに追い打ちをかけるような駐車場の有料化、職員はどう生活を確保していけばいいのか、家族を守ればいいのかでしょうか。職員のために確保した駐車場ではありません。町民会館の駐車場として確保した駐車場で、あいているときに利用するのに、どこに問題があるのでしょうか。あるものを有効に利用する、これは必然的なことじゃなかろうかと思えます。使用頻度からすれば、年間700万円以上の賃借料を払うことにこそ問題があるのではないのでしょうか。巡回バスを利用される方々、また職員の方々に、さらには各種行事の駐車場として、あいているときに幅広く利用するということが有効活用につながると思えますが、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今、議員からお話がありましたように、巡回バスの利用、さらには各種イベントでの利用、また、町民の方がここに集合されて活用していただく、これらの使用の方法というのは町民のために活用していただくということで、何ら私ども不自然には思っておりません。しかし、私ども職員が職員の既得権みたいな形でその駐車場を使用するというのはどうかなあというようなことで提案を申し上げておるわけでございまして、私どもが住民の皆さんに適正な負担をお願いし、行政を運営していく中で、私ども職員一人ひとりが襟を正すべきことがあるのではないかと。そういう中で職員の駐車場の有料化についても検討し、集中改革プランの項目として提案をしたものでございます。

（ 7 番議員挙手 ）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7 番（丹羽 勉君） 同じような駐車場の問題ですけど、学校の先生方は、職員といたしますか、そういう方はどう対応されるのでしょうか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 私どもの状況とは比較になりませんが、既に近隣のまちにおいては職員の駐車場の有料化を実施しています。そんな中で、やはり扱いとして問題になっておりますのが、今お話がありました学校職員、あるいは先生方の職員についての対応でございます。これについては、近隣も必ずしも同じではございません。広域での異動等があるというようなことで、私ども江南署管内の総務部長の集まりました会議の場でも、それは一つの議論になっておりますが、それはやはりもう少し検討する必要があるのではないかとというようなことを思っておりまして、職員の駐車場の有料化と同時に学校関係も進めていくというような考えは今のところは持っておりません。

（ 7 番議員挙手 ）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7 番（丹羽 勉君） 役場の職員、学校の職員、それから保育園の職員、皆、大口町に貢献されておるわけです。できれば同じような歩調で、職員の理解があって実施されることを望みたいと思います。職員の人たちには、確かにおっしゃるように受益者負担ということは考えられますが、そういう中にも許容されるものもあると思うんです。ですから、今、地域手当の大きな額が減額、賃金カットのような形になります。そういう中で、同一歩調でまた駐車場の有料化ということには、余りにも職員に負担がかかると思います。よくその辺のところを御理解いただいて、また職員の理解を求めていただいて、円満といたしますか、話し合いのうちにスムーズに移行していかれることを希望して、私の質問を終わらせていただきます。午前に引き続き、

ありがとうございました。

木野春徳君

議長（宇野昌康君） 続いて、木野春徳君。

10番（木野春徳君） 10番議席の木野春徳でございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従い、大きく2項目について質問させていただきます。

まず1項目め、認定こども園についてです。

平成16年3月定例会での一般質問において、幼保一元化について質問をしました。幼保一元化とは、保育園と幼稚園双方の要素を取り入れた、乳幼児の育成環境を整備するものです。酒井町長は、幼児期の成長・発達に合わせた幼児教育、幼児保育環境を整えていく必要を感じている。しかし、運営費の財源、保護者の負担などの問題もあり、今後、これらの諸問題を取りまとめ、試行的に1園で幼保一元化を実現したいと答弁されました。その後、さまざまな調査・研究、さらに検討がされたと思いますが、どのような結論が出されたのかお伺いします。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 平成18年の10月でございますが、認定こども園制度が開始され、平成19年8月現在における認定こども園の認定件数でございますが、全国では105件、愛知県では3件、これは多分、議員も御承知かと思えます。認定こども園につきましては、平成15年に「総合施設」という名称で制度の公表がございました。それを受けまして、保育士が学識経験者を含め先進地視察や勉強会を重ね、本町への導入について協議をしてきたという経過がございます。その結果としましては、認定こども園制度導入の背景には、保育園の待機児童の解消や子供の数の減少による幼稚園利用児童の減少、それに伴う施設の有効活用、こうしたものを本町の状況と照らし合わせた結果、あえて本町としての導入は喫緊の課題ではないと、こうしたように判断した状況でございます。

（10番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 木野春徳君。

10番（木野春徳君） 今、御答弁にありましたように、認定こども園については少子化による幼稚園の空き教室問題などがあるわけです。そういったことから考えれば、大口町においてはそういう必要はないというような検討結果だと思います。

ただ、検討に当たっては、例えば今、大口の保育士さんは、ほとんどが幼稚園教諭免許をお持ちだということで、あと保護者の方の意向だとか、そういったことを含んでの検討はされたのでしょうか、お伺いします。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 保育士、あるいは幼稚園教諭の両方の資格等につきましては当然把握しておりますが、親御さん等からの御意見はいただけていないという状況でございます。

（10番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 木野春徳君。

10番（木野春徳君） 結果的に大口町では必要ないという結果が出たということですが、ただ、私は以前、一元化の質問をしたときもそうですが、やはり就学前の保育・教育に差があってはいけないというのが私の持論でありまして、当然、そういったことを考えて、町長も前向きに一元化を実現したいと言われたことを非常に喜んでおりましたけど、結果としては非常に残念です。

ただ、結果的に実現はされませんでしたけれども、先ほど部長の方から言われたように、認定こども園制度というのができました。平成18年10月1日に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が施行され、認定こども園制度がスタートした。この制度は、幼稚園、保育園等が現行の法的制度を保持したまま機能を拡大させることで、幼児教育・保育に柔軟な対応ができるよう、国の指針により各都道府県の条例で定めた一定の認定条件を満たした幼稚園、保育園は認定こども園となり、保護者の就労形態などによる保育に欠ける、欠けないにかかわらず施設の選択ができ、就学前の子供は幼稚園、保育園どちらでも同じ幼児教育・保育が受けられます。また、地域での子育て相談や親子の集いの場の提供など、子育て支援を行う機能を備えなければなりません。

本来、保育園は厚生労働省、幼稚園は文部科学省の所管ですが、制度のスタートを契機に両省が連携し、幼保連携推進室を設置し、認定こども園制度を都道府県、市町村担当と協力して推進しています。子供の育成環境、就学前の幼児教育・保育に対する多様なニーズに対応するため、さらに保護者から最も安心と信頼される町営による認定こども園の設置をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 認定こども園が持つ就学前の子供の教育、保育を一体的に行う機能、さらには子育て支援を行う機能は、児童の健全育成の観点からも、今の時代に求められているものと認識いたしております。折しも、現在、保育指針の改定がされており、本年4月に公表がされます。その改定内容の一つに、保育により教育的要素を加えることがあり、平成21年4月の施行に向けまして、本年は新しい保育指針に基づいた保育計画を作成していく予定でございます。あわせて認定こども園の制度についても調査・研究を重ね、本町の子供たちにとって小中学校との連携を視野に入れ、よりよい教育環境の実現に向け努力してまいりたいと

考えておりますので、よろしく願いいたします。

(10番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 木野春徳君。

10番(木野春徳君) 保育指針がもう既に改定ということで、21年度から施行されるということで、内容についても今言われたように、保育園の方についても幼稚園の内容とほぼ同じような状態になるということは私も聞いております。ただ、先ほども言ったように、親の就労形態によって差ができることについてはどのように考えてみえるのか、ちょっと聞かせていただけますか。

議長(宇野昌康君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(水野正利君) 認定こども園の持つ制度といたしましては、保育に欠ける子・欠けない子、ともに国の縦割り行政の弊害をなくし一体的に、大口町で言うならば、保育園に幼稚園を加えるというか、保育園型の認定こども園、そういったものを新たに創設することによって、例えば同じ地域の南の小学校区の子供さんであれば、例えば南保育園で認定こども園を立ち上げたとしますと、今、幼稚園、あるいは保育園に行っている子供たちが、保育園の段階では同じ年代でも一緒ではなかった。しかし、小学校に上がったら一緒になるといったことについては、問題がクリアできるのではないかと考えております。

(10番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 木野春徳君。

10番(木野春徳君) 就学前ということですが、現状でも大口町の中には大口幼稚園、ラモーナ幼稚園と2園の私学の幼稚園があります。現状でも、きのうちょっと聞きましたら、預かり保育ですか、夕方6時までの保育をしていると。たしか無料でやっておられるというようなお話を少し聞いたんですけど、これはちょっと正確でないかもしれませんが、そういう状態。大口の保育園においても、英語遊びだとか、簡単な読み書きだとか、そういうことを既に取り入れられておると。そういうことであれば、それはそれでいいんですけども、ただ、先ほど言ったように、保育に欠ける、欠けないという部分で選択する施設に限られるというのは、やっぱり私はおかしいと思います。

私ごとですけれども、私も実は娘2人おりますが、本当は幼稚園へ行かせたかったんですけども、そういうことができずに、結局、保育園へ行かせたわけですけれども、そういったこともありまして、できれば認定こども園というものを1園つくっていただいて、本来であれば、そういう選択肢を広げるということもひとつ考えていただきたいなというのは思っております。

あと、子育て支援センターの機能を持たなければいけないというのがあるんですけども、大口には子育て支援センターというのがないわけですけれども、認定こども園になると子育て

支援事業というのを行わなければなりません。保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業、また、保護者の疾病などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子供に対する保育を行う事業、保護者と地域の子育てサークル等との連絡及び調整を行う事業、地域の子育てサークル等に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業、こういった大きな項目があるわけですが、そういった子育て支援に対する考え方をお伺いします。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） まず認定こども園の関係でございますが、21年の4月に保育所保育指針が大臣告辞というような方法がとられ、これが保育に対する最低基準というような形になってまいります。これまでとは相当違った指針になってくるという認識であります。あわせて質の高い保育や教育の機能強化、さらには保育所に対する一層の支援、そして保育計画等の評価、職員の資質向上が強く求められるといった指針の内容になっております。そうした中で、幼保一元化の観点から認定こども園の取り組みを行っていくと。

さらには、保育指針に今回盛り込まれました子育て支援の観点での御質問でございますが、センター機能と申しますのは、現在、大口町においては施設としてのセンターは当然ございません。しかしながら、児童センターが三つございます。また、こども課、あるいは健康課、あるいは保育園、それぞれが有機的に連携する中で、子育て支援センターのソフト面での機能は果たしているかなと思っておりますが、親御さんのニーズは多種多様でございます。その施設に行けば、すべて子育てに対する情報、あるいは相談に対する対応がしていただけるといった高い御要望もございまして、これにつきましても20年度の健康福祉部のこども課の課題ということで大きく取り上げております。そうした中で、あわせて研究をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

（10番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 木野春徳君。

10番（木野春徳君） 子育て支援につきましては、児童センター、保育園の方でも園庭開放ですか、そういうようなことも既にやられておると思っています。そういったところでの機会も確かにあると思っておりますけれども、認定こども園につきましては、事例によりまして、病後児保育とか病児保育ですか、そういったことまでもやっている園もあるようです。いろいろと幅の広いというんですか、いろいろなことができるという認定こども園制度です。

ただ、それがすべてがいいかというと、決してそうではない。いわゆる利用者の利用料の問題だとか、そういう関係の問題も多分出てくると思っています。そういったことも含めて、いろいろこれから前向きに考えていただきたいなと思っております。

あと、以前の一般質問の一元化のときには民営化の話も一部して、町長の答弁では、民営化も含めてというような御答弁をされました。現在でも、保育園の民営化も一時うわさが出たわけですが、民営化についてはどのように今お考えなのか、お聞かせいただけますか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 病児・病後児保育まで認定こども園の中で行っているという施設もあるというようなお話でございますが、それぞれ保育園単独、あるいは認定こども園のメリット・デメリット、こうしたものはあるかと思えます。そうしたことを十分検証する中で、認定こども園については研究してまいりたいと考えております。

また、公設から民営化に向けてという観点での御質問でしたが、今回、認定こども園を考える中におきましては、当面、公設での検討をいたしていきたいというふうに考えております。

（10番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 木野春徳君。

10番（木野春徳君） 当面は公設でということですね。

私が質問した当時は、民営化の話もいろいろあったわけです。各地で今も保育園の民営化というのは進んでいるわけですが、ただ、民営化に対してはいろいろと問題も起きております。いわゆる民営化されることによって保育士さんが入れかわる。そうすると、子供の保育に対して非常に悪影響を及ぼしたり、どちらかというとな件費の削減ということで、若い保育士さんばかりになって、いろんなことに対する対応が非常にまずいと。そういったようなことで裁判になっているところもあり、たしか横浜でしたかね、判決が出て、違法だというようなことで出ていましたけど、そういうこともあります。私としては、やはり子供の保育・教育については、あくまでも公が面倒見るんだということが最大だと。使われる親の立場としても、町営でやられるのが一番安心と信頼が得られるんだということで、これからもできる限りはずっと公営で続けていただきたいなあと考えております。

実際に、認定こども園をするしないは別にして、認定こども園になったとしても、基本的には保育所型ということになるんですかね。基本的には保育園であり、各地の民営化のトラブルやそういうものを起こすことを考えると、就学前の子供が同じ幼児教育、さらに保育が受けられる。また、保護者の選択肢を広げるためにも、安心と信頼の置ける、民ではなく、あくまでも町営による保育所型認定こども園を担当職員の方、また現場保育士の皆さんや保護者の方たちの意見や要望などを十分に酌み取って、ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 初回の御答弁の中で、少し私の答弁が言葉足らずな部分がありましたので、それも加えて御回答させていただきます。

16年の一般質問の折に、認定こども園をというような、幼保一元化ですか、というような一般質問での答弁をさせていただきました。取り組みにつきましては十分ではなかったわけですが、その後、保育園の持つ子育て支援としての機能につきまして、こども課、あるいは保育園が一体的に足元からありようを見直してみようということで、保育園における事業、あるいは保育園そのもののありよう、さらには遠足等々、あるいは保育士の資質、こういったものについて保育士みずからが研究し、また保護者等との懇談会を開催し、さらにはアンケートをするなど、足元から実態をお互いにつぶさに確認し合い、よりよい保育園づくりというような取り組みをしてきた経緯がございます。こうした中で、本当に大口町の子供をだれが見るのが一番いいのかということについては、今はやはり、先ほど議員からもお話がございましたように、公である町の職員としての保育士が理想かなというふうには思います。と思いますが、これにつきましてでも十分今後、研究を重ねる中で最終的な判断をいたしてまいりたいと考えております。

（10番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 木野春徳君。

10番（木野春徳君） 保育園、幼稚園はそれぞれ文部科学省、厚生労働省が所管をしております。今回の認定こども園については両省が連携をしてやっているわけですが、一部報道によりますと、この認定こども園に関しては、内閣府が担当するのではないかというような情報も入っております。どちらにしましても保育園、幼稚園については、最終的には総合施設、一体化したそういう方向に行くのではないかなあと私は思っておりますが、そういった折には、ぜひそういう方向で検討していただくようお願いをして、この件については以上で終わらせていただきます。

それでは、2項目めの全町農業公園構想についてです。

実は、配付されております質問通告書に平成12年4月とありますが、申しわけありませんが、正しくは平成15年3月でした。担当課の方と打ち合わせをしているときに、この点に指摘をされるのかなと思ったら指摘をされませんでしたので、この場で申しわけないですが、訂正をさせていただきます。

今言ったように、全町農業公園構想が15年3月に提案されました。酒井町長の重要施策でもあり、平成19年3月定例会での施政方針でも、環境・景観・交流・健康・教育の五つの「K」に集約した農地の持つ多様な機能を活用して活性化を図り、食料自給率の向上を目的に、構想が目指すべき方向や、それに至る道筋と目標を明らかにし、さらなる充実を図るための取り組みを行っていくと言われましたが、1年が経過し、具体的にどのような取り組みがされたのか、

またこれからの取り組みをお伺いします。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） それでは農業公園構想の1番で、19年度の取り組みと今後の取り組みを伺うということで御質問いただきました。

本町の農業の活性化を考えたとき、これからの農業は、第1次産業としての農業から第2次産業、第3次産業までをトータルで含んだ農業として考えていかなければならないと考えております。すなわち生産だけの農業から、加工・小売・サービス・流通までを通した中で振興していく必要があると考えております。これまでも、朝市会の皆さんによる朝市の開催、河北エコ・リサイクル会の皆さんによる漬物の製造・販売など、さまざまな団体の皆さんに多様な取り組みをいただいております。

平成19年度には、こうしたこれまでの取り組みへの支援のほか、ヘルシーエイジングの会の皆さんが新たな事業として取り組まれた菜の花エコプロジェクトをさらに一歩進め、町内で循環できる仕組みとして、愛知県のバイオディーゼル（BDF）導入拡大検討委員会のモデル事業となり、さまざまな角度から本町におけるBDF導入に関する検証を行いました。平成20年度には軽油の製造にかかり、菜の花の栽培から軽油の製造までの循環システムを構築してまいりたいと考えております。また、20年度に計画されている、いこい工房で製造の予定がされていますパンの原料となります小麦の生産に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

（10番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 木野春徳君。

10番（木野春徳君） 朝市もずうっともうかなり長いこと行われているわけですがけれども、確かに朝市は農業公園構想というより、あれは鈴木町長のときから始まったような気がするんですけれども、ちょっとその辺はあれなんですけど。

実は、れんげまつり、今、答弁にはなかったんですけど、毎年4月に行われてみえますですね。それなんかは農業公園構想の中の一環としてやられているわけですがけれども、確かにれんげまつりあたりは、中学生ボランティアだとか諸団体の方でいろいろといろんなイベントがされるわけですが、そういったことから考えると、いわゆる景観・環境・交流・教育と、非常にキーワードの幾つかを兼ねるわけです。それと、具体的に今までやられたことについては、一つ忘れてはならないことは、生ごみの堆肥化の問題なんですけれども、その後、生ごみの堆肥化、今も続けられているわけですが、循環型社会、焼却ごみの減量というのも目的の一つでありますけれども、それについてまだこれからずうっと続けられるのか、ひとつその辺もお伺いしておきます。

あと、いこい工房でのパンづくりということですが、ただ、パンづくりをするということですが、パン用の小麦というのは、普通に大口町あたりでつくられている、今現状は大麦が主流だと思わすけれども、パン用の小麦というのは北海道あたりが一番生産量が多いんですが、品種についてもいろいろありまして、パン用の小麦についてはグルテンが12%以上入っていないとパンには向かないと。以前、大口町あたりでは、うどん用の小麦も生産されたというふうに思わすけれども、ただ、そういったパン用の小麦を生産される方について、どれぐらいつくっていただけるかということなんですけれども、そういったときに、実際に生産をしてみないと結果としてはわからないわけですので、そうしてつくられる方は今何名かそういう方がいるのかどうか、そういった方についての補助とか、援助というんですか、そういったものは考えてみえるのか、お伺いしておきます。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 2回目の質問の中で、れんげまつり、朝市等々言われたわけですが、その中で生ごみの堆肥化についての御質問があったと思います。これはさきの所管の委員会の中でも御質問がございまして、お答えさせていただいておるようなことですが、今は河北の上郷地区、さらに近々、仲沖の方も新たに取り組んでいただけるようなお話も聞いておりますので、まだ具体化はしていないんですけど、説明に伺ったようなことでありまして、河北の江南丹羽にある施設についての堆肥化については、継続させていただくという形になってこようかなと思っております。

それから、いこい工房のお話に移りますけど、当然、小麦でございまして、小麦でもたくさん種類があるということですが、今までは大麦で麦茶にするものが主流であったということですが、小麦もパンに向く小麦とかいろいろあるみたいでございまして、含有量の関係がちょっと問題になってこようかなというふうには思わすけれども、100%大口産の小麦でパンをという形にはなかなか厳しい面があるかなと思わすけれども、まぜて使用になってくるのかなと思わすけれども。

そういう中で、どのくらいの方が見えるかというのは、まだちょっとはっきりつかんでおらないんですけど、パイロット的に8,000平米ぐらいを今考えておるということで、はっきり具体化はまだしていないんですけど、その辺のところではどうかなというふうな検討はさせていただいておるということですが、あとは補助については今のところ具体的にはちょっと考えていない状況なんですけれども、御存じのように、1反で3俵少々ぐらいしかとれないということで、非常に収穫量も少ないし、収益も少ない品種でございまして、その辺もまた検討はしていかんかなと思わすけれども、以上でございます。

（10番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 木野春徳君。

10番（木野春徳君） ちょっと忘れましてので再度聞きますが、いこい工房というのはNPO登録団体で、いこい工房運営委員会ということになっております。福祉会館の管理人室を改装しまして、今、厨房機器が入っております。この方たちの目標は、町の施設を有効活用し、町にかかわる方の知恵と経験、技術を生かした自己実現の場として、いこい工房（食品加工施設）を管理運営していきますと。食の安全・安心をテーマに、大口町の名物を開発し、継続的な地産地消の活性化を目指しますといった団体であります。こういった方にも、いわゆる軌道に乗るまでは、ある程度の補助もまた考えていただきたいなと思っております。

あと一つ、先ほどパンに向く小麦ということですが、私もいろいろとインターネットで調べてみたら、宝飯郡の音羽町というところの農家の方なんですが、その方がパン用の小麦、品種はコウノスというんですか、そういうものをつくってパンの支度をし、小学校の給食での試食をさせたというような記事が出ておりました。愛知県でもそういった農家を積極的に支援するというような記事も出ておりましたので、小麦を生産される方についても、そういったことをぜひ考えていただきたいということを言っておきます。

あと、生ごみですが、実は私も質問するに当たって、剪定枝と刈草ですか、集積場も行ってきました。今、竹とともにいっぱい山積みになっているわけです。それと同時に、河北のエコステーションへも行ってきました。非常に悪臭が漂って、ああいう状態で本当にいいのかなという気もいたします。以前の農業公園構想のパンフレットの中にも、以前は集中型の生ごみ堆肥の件でいろいろと議会と議論があったわけですが、生ごみの堆肥についても、そういった施設をつくるつくりたくないは別にして、できれば家庭でもそういったものができるような、促進するように順次進めていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 木野議員から農業公園構想の関係で御質問いただいております。

小麦の関係でございますけれども、大口町が現在進めておりますのは、先ほど部長から答弁させていただいたとおり、大麦が主流でございます。それを小麦に切りかえるということで、なかなか農家にとっては機械等の関係、それから圃場の関係、いろいろ問題があるわけですが、このお話をさせていただいたときに、子供たちが食べるパンの材料ということで、気持ちよく受けていただいたということでございます。ですから、お金のことも当然あるわけですが、いわゆる生産者の顔と消費者の顔が近いという農業公園構想の持つ理想としておる部分が達成できる事業というふうにとらえておりますので、大口町としても木野議員からいろいろ御指摘いただいております、生産者に対する手当てもしてやってくれとか、それから基盤整備の

ことについても、いろいろこれから検討も十分していく必要があると思っております。

さらに、大口町の気候で小麦をつくらうとしますと、小麦の収穫時期がこの大口町のあたりの気候ですと6月の中旬から下旬ということで、どうしても梅雨の中に入ってくるという非常に辛い気候に当たるというデメリットというんですかね、非常に辛いところはあるんですが、一番最初に申し上げたとおり、子供たちが食べる小麦を何とか地元でつくれんかということで一度取り組んでまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、小麦の品種でございますが、当然、私どももこれだけの事業を生涯学習課、地域振興課等と打ち合わせしていく中で、環境経済課としては小麦の生産というセクションに入ってくるわけですが、品種の方も国内にかなりの品種がございます。そして、大口町の土で果たしてたんぱく質が12%確保できるかと。いろいろ悩むわけですがけれども、いずれにしてもやってみると。子供たちが食べるという、先ほどから何遍も言うんですけれども、子供たちが健康のために地元でとれた小麦を使ったパンを食べるという目標を間違えないように進めたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それから、生ごみの件でございますが、今現在あります河北の分散型のシステムについて、そのまま継続させていただきたいと思ひます。さらに集中型でございますけれども、今までいろいろ議論がされておるわけですがけれども、その議論をしていただいたおかげで、ランニングコスト、イニシャルコスト、トータル的にいろいろコストが検討することもできましたし、今現在進めております2市2町での枠組みの中で、広域化の中で集中型を堆肥化施設として、大口町として胸を張って提言ができるという状況にもございますし、先ほどのコストの関係でもそうでございますけれども、国から交付金を受けてつくる必要がある。そのためには、一定人口以上での計画策定が必須となるということ。さらに、処理能力が5トンを超えますと環境アセスの問題等々が発生してまいります。つきましては、今までの議会での議論も含めて、2市2町の枠組みの中で、大口町として生ごみをどうするんだと、どうしたらいいんだという提言を大口町からしてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

(10番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 木野春徳君。

10番(木野春徳君) 生ごみの件については、ぜひそういう形で進めていただきたいと……。

議長(宇野昌康君) 暫時休憩します。

(午後 2時02分)

議長(宇野昌康君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 2時03分)

議長（宇野昌康君） 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 先ほどの質問の中に悪臭がするという御発言があったわけですが、現在、生ごみの堆肥化については多少するわけですが、それほど悪臭がして何ともならんというような施設にはなってございませんし、議会の皆さんも見ていただきました。施設が全く無臭というわけではございませんので、その点だけ誤解のないようにお願いしたいと思います。

（10番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 木野春徳君。

10番（木野春徳君） 今の河北エコステーションについて、非常に悪臭がすると。ちょっと私は誤解を招くような言葉を発したかもしれません。申しわけないと思っています。当然、生ごみですので、そういったことをすれば、においはつきものですが、そういったことなるべくなら抑えられるような工夫がもしあればしていただきたいと思っています。

あと、菜の花プロジェクトの話が出ましたけど、菜の花プロジェクトについては全国的に今取り組まれているわけです。菜の花の菜種油を絞って、それを食用油にして、その廃食油をバイオディーゼルに変えると。いろいろと品質の問題だとか、精製する段階において、いろいろと薬品などの関係で解決しなきゃいけない問題もあると思います。大口町でも、同僚の土田議員あたりが菜の花をつくられたということを知っています。それも農業公園構想の中で、そういったものを少しでも多く広げていただければなあと思っています。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

昨年から食品偽装問題、最近では中国産食品の農薬による中毒事件を発端に、輸入食品や食材などに対する食の安心・安全が大きな社会問題となっております。大口町においても例外ではなく、特に保育園、学校給食での食材への不安もあるのではないかと思います。

去る2月に開催された学校給食センター運営委員会において、現在使用している食材については調査の結果、安全であるとの報告を受けておりますが、安心・安全を第一に考えれば地産地消が一番であり、また食育の推進の観点からも、保育園、学校給食での町内産農産物の使用量を増加させることが重要で、そのためには安定的に供給できる生産者を育成・確保し、質のよい安心・安全な農産物を安定的に供給できるよう取り組むことも自給率の向上につながり、構想の目指すところだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） それでは二つ目の質問でございますが、町内産の農産物の給食への使用をふやしていくことは、顔の見える形での食材提供が可能となることから、子供の食

の安全を考えたとき、積極的に取り組んでいかなければならないと考えており、既に一部の保育園でございますが、保育園児の食と農を考える会の皆さんにより、保育園給食の食材を納入していただいております。今後、ほかの保育園、あるいは小学校、中学校への地元産農産物の利用が促進されるような仕組みを考えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(10番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 木野春徳君。

10番(木野春徳君) 保育園、給食センター、学校給食ですね。先日の給食運営委員会の資料の中に、19年度の委員会開催までの使用量ということで、町内産の農産物が白菜が287キロ、ブロッコリーが484キロ、キャベツが697キロ、大豆が411キロ、精白米が1,656キロ、黒米・赤米が85キログラムと。保育園については北保育園だけの利用でして、金額ベースでいきますと、18年度が賄い材料費として104万217円、13.4%と、主食代については35万9,010円、33%使用であるということで、今、答弁にもありましたように、さらに北保育園以外の保育園、さらには学校給食でも拡大をしていくんだというふうに向いました。

ただ、拡大するに当たっては、いわゆる安定的に供給するためのシステムというんですか、例えば野菜ですと、実はこの間、健康福祉の委員会の折に、北保育園に納めている方が、ちょっと材料が足りないので、ほかの方にいただいたというようなお話も聞きました。そういったことを防ぐためにも何らかの、例えば低温用の保管庫を置いて、ある程度の量を確保しながら順次使うとか、そういうようなことは考えられないでしょうか。

議長(宇野昌康君) 環境建設部長。

環境建設部長(近藤則義君) 確かに野菜については、特に保育園のお話ですと、量的には多品種少量というような形になってこようかなと思ひます。どうしても野菜は、御存じのように、天候が相手ですし、必ずまいたから100%できるというものでもございませんので、その辺のところの難しさはあろうかと思ひますが、安定的な供給システムというようなお言葉もあったんですけど、これはある程度の方でのカバーというのも一つの考え方かなというのも思ひます。さらには、とれた野菜の保管というのは、当然、今お話にもあったように、低温の保冷库は非常に今は一般的に活用されておりますので、値段も若干するかもしれませんが、これの活用というのは、管理の安全面のことで、そういうのをクリアしてまいらないかかんかもしれませんが、この辺も検討して導入していく余地は十分あるのかなというふうには考えております。

(10番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 木野春徳君。

10番(木野春徳君) 今、保冷库についても前向きにということですよ。私もちょっとインタ

ーネットで調べましたら、2坪、畳2畳分ぐらいの面積の保冷庫ですと、大体140万ぐらいということ。1.5坪ぐらいですと115万ほどという、そういうパンフレットもございますので、もしよかったら後でお渡ししますので、ぜひ検討してください。

なかなか給食センターでも、保育園でも、北保育園で始められた当時は、納められた品物が形がいびつだとか、非常に質もまばらであるということで、調理員さんが非常に困られたというお話も聞きました。ただ、そういったことを考えますと、すべての園ですぐできるかという、非常に難しい面もあるかもしれません。しかしながら、できれば町内産の顔の見えるものを子供たちに安心して食べさせていただきたいということを考えると、たとえ少しでも、本当に各園で少しずつでもいいですから、順次、使用量をふやしていただけるようお願いを申し上げておきます。

それでは、続いて大口の特産品として、現在、町内産の大麦を使った麦茶「五条川」があるんですけども、先ほどから小麦の話も出ております。菜の花もありますが、ただ、大口の土壌や気候に合った農産物による新たな特産品の研究・開発というものに取り組みたいかがでしょうかということです。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 大口町内での特産品というようなことで御質問いただきました。町内産の農産物の利用をした特産品といたしましては、先ほどもお話が出ておりますように、大麦での麦茶のほか、イチジクを利用したイチジクようかん、あるいは日本酒というようなことで、さまざまな団体の皆さんにお取り組みをいただいております。どうしても大口町といいますと、イメージ的には水稻というイメージもあるんですが、こうした商品も含めて、PRも含めてやっていきたいと。新たな特産品の開発に対しまして、町として支援してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（10番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 木野春徳君。

10番（木野春徳君） 特産品をつくるというのは、そんな簡単にできるものではありません。大口の場合は、今言われましたように、お米が主体の町ですので、それ以外のものをつくるというのは非常に難しいなど。

ただ、一つちょっと寂しいのは、先ほどの給食のことに絡んでですけども、今度、来年度の学校給食で大口町産の大豆を使ったお豆腐が給食で食べられなくなると。これは業者さんの方の事情でそうなったわけですけども、たしかワークセンターの方ですか、いつか豆腐をつくられておったのが今つくられていないと。量的には非常に少ない量でしたけれども、ああいったこともできればなるべく続けていただければいいのかなというふうに思っております。

それはその程度の話で結構です。

とにかく農産物をつくるというのは非常に難しいと。私も少しの畑ではありますが、一応畑をやっておるわけだけれども、なかなか無農薬でつくるというのは非常に難しいということを感じております。できればいろいろと研究を積極的に取り組んでいただきますようお願いしておきます。

最後に、遊休農地の利用法についてもぜひ調査・研究をしていただきたいということですが、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 遊休農地の利用法について御質問いただきました。

大口町におけます遊休農地は、水田で3ヘクタール、町内水田の割合では0.7%、畑で4.5ヘクタールということで、町内畑の3.4%になっております。大口町では、利用権の設定など、農地の集約化が進んでおり、現在、遊休農地として残っている農地は、集約化により採算をとることが難しい場所がほとんどとなっております。したがって、本町における今後の遊休農地対策は、農地を農作物の生産の場としてとらえるだけではなく、全町農業公園構想の五つのキーワードでもありますように、環境・景観・交流・健康・教育といったような農地の持つさまざまな機能に着目いたしまして取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

（10番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 木野春徳君。

10番（木野春徳君） 遊休農地というのですか、そういったところについては作物をつくるのではなく、それ以外のということで、全国的にもいろいろと、遊休農地というのですか、荒れた農地については、解決方法がなかなか見つからないと、そういったことが全国的に言われております。一度荒れてしまうと、なかなかもとに戻して農産物をつくるというのはまず不可能だというような感じがします。そういったことから考えますと、まずは荒れたところに作物をつくるのではなく、いわゆるヒマワリだとかそういう景観から入るというような事例もたくさんあります。そういったことも考えて、そういった事例をよく研究していただいて、そういったことも進めていただきたいと思えます。

最後に一つだけ、できれば町長にお答えしていただきたいことがあります。

実は、「全町農業公園構想」が目指すまちの姿というのが大口町の環境経済課から出ております。農業公園構想を具体化しようとする取り組みは、農地が持つ多くの恵みにより、その持つ力が人々の交流を生み、農産物をめぐる人々のきずなを育て、農作業を通しての人々のつながりを紡いでいく。こうした人々の交流やきずな、そして人々のつながりが重なりあふれて、

そこでは再び農地がよみがえり、農業が力強く鼓動を始める。人々は豊かな環境と景観の中で、穏やかで温かな交流を通して、ともに健康を確信し、農地からの恵みによりながら生きていくことを学ぶ。町は豊かな実りの中で多くの食材を豊富にはぐくみ、私たちはその恵みに浴する。全町が農業公園構想となった町の姿であると言われておりますが、具体的にどんなような町の姿か教えていただければありがたいと思いますが。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 木野議員から御質問をいただきました。何事もそうではありませんけれども、施策を展開していく上で、それを担当する者、あるいはその事業を進める者、すべての人たちが生き生きと事業に取り組むことが必要だろうと思っています。そのためには、まず農業では、農業自身が価値を持つこと。これは、農業に従事する人たちが生活の安定をされることが一番肝要であろうと思っています。全町農業公園構想、これはもう始めて数年たつわけでありましてけれども、それがなかなか見つかっていない、こういう現況であります。一番には、財政的に潤うことだと思っています。稲作をやっても、今、1反を耕しましても10万円上がるかどうか。経費を考えると、6万円以上かかっている。こういった現況であります。そうした現況から、農業を放棄する人、離れていく人たちが後を絶たないわけでありまして。

今、私どもは1反で100万円、あるいは1反で300万円の所得を上げる方法はないか、こういったことを議論しておるところであります。今回のパン工房は、そういった意味で、生産から加工・販売へ向かっていく6次産業化ができていくということでありまして、小さな火種ではありますけれども、これからの取り組みによって、これが活性化させていける原動力になる。こんなことも夢を見ながら取り組んでおりますけれども、もう一つには、菜の花プロジェクトであります。完全に採算を度外視して、ボランティアで農業の活性化をしていこうと、こういった形の取り組みであります。この二つの方法を、今、模索しながら進めておる現況であります。

しかし、いずれにしましてもパイロット農園、あるいは大きな施策の展開が必要だろうと思っています。先ほど、生ごみの資源化を図っていこう、木野議員の方から臭いという話があったわけでありましてけれども、これとの闘いが農業の闘いになっていくんだらうな、こういうふうに思っています。今、大口町内でも家畜をお飼いだいて、食料自給率の向上に努めていただいておりますが、わずかではありますけれども、あるわけでありまして。そうした方々が周りから受ける評価は非常に悲惨なものであります。こういったものを行政が取り組むことができたなら、一緒になって行うことができたなら、こういうことを今考えておるわけでありまして。そうしたときに、何億という補償がこれから農業に対して施策の展開が必要になってくるだろうと思います。農業の振興のために、これから大きな予算を組めるような、あるいは理解をいた

だけのような取り組みができたとしたら新しい展開が生まれてくる、こんなことも考えながらこれから取り組んでまいりたいと思います。大きな夢を持って、有機肥料をどうするか、こういったことに対してのまず根本的な会話を積み重ね、これからの展開をしてまいりたいと、このように思っております。御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

(10番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 木野春徳君。

10番(木野春徳君) いこい工房の方がこれから給食にも使えるようなパンをつくられるということです。ぜひきちっとそれがうまくいくように、行政の方としても支援をしていただきますようお願いしておきます。

また、農業公園構想、非常に大きな構想のように見えますが、実際には農業の大小にかかわらず、かかわる人たちが元気になるような施策をこれからもお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

宮 田 和 美 君

議長(宇野昌康君) 続いて、宮田和美君。

5番(宮田和美君) 5番議席の宮田和美でございます。

ただいま議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

初めに、江南丹羽環境について質問させていただきます。

昨年の6月の定例議会で質問させていただき、新施設の稼働を平成30年という御回答をいただきましたが、現在、2市2町の委員会としてはどのような方法で進められていますか、お尋ねしたいと思います。

議長(宇野昌康君) 環境建設部長。

環境建設部長(近藤則義君) 現在、尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議と申しますが、この会議は江南市、犬山市、扶桑町、大口町の2市2町の構成市町の首長さんによりますブロック会議と、それからこの2市2町の担当部課長による幹事会、それからその下になります。実務を行う、構成市町の担当しております課長補佐クラスでございますが、作業部会ということで進めております。この三つの組織となっております。

(5番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 宮田和美君。

5番(宮田和美君) 2市2町の委員会ということでお話がございましたんですけども、その委員会、現在までにどれくらいの回数の委員会が開かれましたか、お尋ねします。

議長(宇野昌康君) 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 順番は逆になりますが、作業部会が、正確には昨年10月4日から始めまして、毎週火曜日開催しております。大体15回くらい開催したのではないかなと思っております。次に幹事会ですが、これも大口町長が昨年7月20日に会長になりましてから7回開催をしまいいりました。それにブロック会議、首長会ですが、これは3回開催してきた状況になっております。

（5番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） 尾張北部ということでございますけれども、今、一番私どもの関心がありますこの施設の進みぐあいでございますので、できるだけ数多くの会合を持っていただき、数多くの意見の中からどんどんいい方向に進んでいっていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

続きまして、2番目に質問させていただきます。

平成17年の11月、2市2町で、今、お答えがございましたように、尾張北部地域、新施設を建設ということは決定され、2年間たったわけでございますけれども、その2年間というのはほとんど何も進展しなかった。ただ、時間だけが過ぎたという感がございます。幸いにして、今年度、酒井町長が管理者となられ、今まで本当に動きのなかった、動きがストップしていた活動がようやく動き出したという感じを受けます。

ここで町長にちょっとお尋ねしたいと思っております。管理者として、本当に短い任期ではあります、その任期中にできる限り前進させていただき、次の管理者にバトンタッチというような形になると思っております。ゆえに、特にここまではというような目標があれば、町長にお聞かせ願いたいと思っております。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 今、一連の流れを幹事会が仕組んでおってくれますので、幹事の方から答えさせていただこうと思っております。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） それでは、今の御質問でございますけど、先ほども言いましたように、昨年7月20日に江南市長さんから大口町長さんに会長はかわってまいりました。江南丹羽環境管理組合の管理者を引き継ぐと同時に、会長もこちらの方へかわってまいったということでございます。新たな焼却施設の建設に係ります尾張北部のブロック会議の会長も引き継いで、任期2年となりますので、現時点では来年の7月19日までというふうになっておりますが、そういう中で取り組んでおるという状況でございます。回数も先ほどの回数を、首長会を3回行ってまいったということでございます。

これまでの間に、平成30年度、新施設の供用開始ということで、昨年の8月30日だったと思いますが、合意が得られまして、それに向かって進めるということになりました。あと、あわせて新施設の事業計画の合意もあって、これは昨年の全員協議会にも資料を配付させていただいて、A3の紙だったんですけど、こういうフローチャートでいくというようなことでお配りさせていただいておる状況でございます。

そんなようなことを受けまして、平成22年度末までには新施設の建設用地の決定、地元住民の方々の同意を得ておく必要があるということから、施設建設用地について、あるいは周辺整備対策についての大枠での合意をいただけるような形で進めてまいりたいということで、若干、協議へ入っているところはありますが、今度、正式には当初予算にも上げさせていただきましたんですが、4月1日から作業部会なるものを準備室という形で発足させていただきました。各市町から1名ずつ専任の職員という形で、4名になりますが、本格的な作業に入っております。今は、作業部会というのは調査・検討ということで、さきに受けた基本構想というのがあり、その大枠の合意を受けておるわけですが、これに基づいていろいろ勉強してきたわけでございます。それをまた一歩進めて、今度は準備室という形で、本格的に勉強もしないかんし、準備も進めないかんということで、スタートしていく形になってきます。そんなような状況でございます。いずれにいたしましても、まだ全体的には大枠が合意されたところかなという段階でございますので、これから細部が協議されていくものというふうに思っております。

(5番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 宮田和美君。

5番(宮田和美君) 今の御回答の中で、とにかく前向きに進んでおるというようなことをお聞かせいただいたわけでございます。こういう施設が私どもの地元にあって、いろんな問題があるたびに皆さんが寄っていただきまして、一生懸命どうしたらいいだろうかといったような会合等も何回も役員さんの方々、公害防止委員会の方々、非常に一生懸命努力されておりますので、こうしたよそに嫌われるような施設がどこまで進むかといったようなことで、大変私も心配しております。できるだけいろんな方面、まだ本当にスタートしたばかりというようなことで、無理なことは承知でこういう質問をさせていただいておりますので、そこら辺御理解願いたいと思います。

続きまして、これもさっきと同じような質問になってしまいますけれども、現在の進捗というようなことで私は項目を上げさせていただきましたけれども、今の御回答というようなことで、私が受けましたのは、町長が管理者となられて、ようやくこうしたスタートラインが引けたかなというような、今までの管理者としては、そこまでは全然動きがなかったのに、酒井町長になられて、管理者が大口町、現在持っておりますゆえにこうしたスタートが切れたかなと

いうふうに思っておりますので、これは少しでも早く進めていただきたいということで、割愛させていただきます。

続いてこれをお伺いします。

現在、環境美化センターが老朽化しているということは常々言われておりますけれども、来年度には補修工事が予定され、この工事なくしては、とてもあと10年稼働は不可能と言われております。また、現在、犬山市の美化センター、補修工事中、終わったかもしれませんが、犬山市の方も補修というようなことで、今まで大きなトラブルもなく来ましたが、近隣市町での受け入れといたしますか、この施設が故障した場合、受け入れという協定、広域組合での協定というものがあると思っておりますが、万一トラブルが発生ということになった場合、江南丹羽環境のごみの受け入れ先はそれぞれ確保されておりますか、質問します。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 万一故障した場合のということで御質問いただきました。

現在の施設に不測の事態が生じた際の対応といたしまして、県内すべての市町村63及び一部事務組合の間で相互応援に関する協定の締結、あるいは尾張部4市6組合において相互応援協定を締結して、不測の事態に備えております。なお、これらの協定には期限が設けておられませんので、失効するまでの間、有効ということでございます。しかしながら、多くの組合では、それぞれ処理能力に大きな余裕はないということでございますので、長期間での受け入れには支障が生じてくるということも考えられます。現施設の点検・修理の徹底、焼却ごみの減量が必要であるというふうに考えております。

なお、県内すべてのものは平成8年の3月に締結をしており、それから尾張部4市6組合の方は平成17年7月に締結いたしております。

（5番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） 先ほど言いましたように、来年度、補修工事というようなことも出ております。これも非常に大きな金額、10億以上の金額が要するというようなことも聞いておりますけれども、本当にこういう施設で万が一というようなことが起きないためにも、早くやらないかんことだけはやっていただきたい。補修の前といたしますのは、やはり一番危ない時期かなというふうに思っております。現在は、補修前ということは、もう壊れますよというような時期、あるいはかえなさいよというような時期に来ているというようなことでございますので、いろんな案が出ておるようでございますけれども、いい案であればやはり大きなお金が要するというようなことで、大変ではございますけれども、やはりその中で地元の住民が困らないような案を引き出していただきまして、早く不安を除いていただきたいというふうに思っております。

ので、よろしく願いいたします。

続きまして、5番目の項目へ入らせていただきます。

レジ袋の有料化ということで、これは本当に全国的に非常に大きな問題になっております。このレジ袋で有料化というのは、各地区でも既に始まっているというようなところもございます。まだまだ自分のマイバッグというのを持っておられる人が少ないです。町内のスーパーをのぞいてみましても、何%というような人しか自分のマイバッグというのを持っている人が少ない、そのようなことも感じます。

そこで、今こそ声を大にして、ごみ減量並びに地球温暖化防止というような意味もありまして、とにかく今おっしゃられましたように、可燃ごみを減らす、資源ごみをとにかくリサイクルするというような取り組みで、あるスーパーでございますけれども、全国的にレジ袋有料化というような記事が先日も出ておりました。非常に大手スーパーでございます。本来ならば、有料化にするとお客さんが来てくれないから、そんなのどうもならんというような印象を受けるのでございますけれども、にもかかわらずその大手スーパーさんは、レジ袋有料化に全国的に展開させるというようなことが出ておりました。ゆえにレジ袋有料化、大口町も関係市町と協力しながら、大口町だけではこれは無理な話でございますので、関係市町とも協力し合って、大手スーパーはたくさんありますので、1ヵ所だけやったら、そんなのどうもならんと恐らく言われますので、一斉に何とかやっていただきたいと思っておりますけれども、そのような考えは、町としてはいかがお考えでしょうか。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） ごみ減量に係るレジ袋の有料化について御質問いただきました。

レジ袋の削減・有料化は、ごみの減量化のみならず、議員御質問のとおり、地球温暖化防止のために取り組んでいかなければならない課題であるというふうには認識いたしております。レジ袋有料化を実施する際には、実施店舗の売り上げ減少が問題となってくる 경우가多くあるみたいで、広域的な取り組みで実施していく必要があると考えております。

そのような中、昨年12月26日でございますが、ブロック会議、首長会を開催させていただきました。その中で、構成市町共同でレジ袋削減・有料化に取り組んでいくという合意を得ております。現在、その実施に向けて、この2市2町において調整しております。2市2町の広域の枠組みの中で取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

なお、若干、2市2町では取り組みの進みぐあいというのは差があるみたいでございますが、一応来年の4月を一斉スタートというような目標を掲げて進めていこうということで合意ができて、それに向かって進めておるところでございます。よろしく願いします。

(5 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 宮田和美君。

5 番 (宮田和美君) 今おっしゃられましたように、やはりレジ袋というのは非常にスーパーさんにとっては痛手になると思います。今、スーパーさんが取り組んでおっていただきますのは、マイバッグを持っていくとスタンプを押していただいて、20個たまりますと100円引いていただけるというようなことで、スーパーそのものも一生懸命努力しておっていただいております。ゆえにレジ袋の有料化の前に、本当から言うと、マイバッグの普及率を上げていただいたらいいんじゃないかなというふうに思うんです。レジ袋を一人ひとり、生活もいろいろある、あるいは貧しい人もあるし忙しい人もある。けども、買い物に行くときには、ふるしき1枚でもいいからマイバッグを持って行っていただければいいんじゃないかなというふうに思っております。だから、町としてもこれからの取り組みで、レジ袋よりマイバッグの普及率を上げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 (宇野昌康君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 先ほども言いましたように、合意の中での取り組みの概要となりますが、事業者、市民団体、それから行政という一つの項目がございまして、その中に事業者の取り組みの内容の、5点ほどあるわけですが、有料化は先ほど言いました。それから、議員が言われたようにポイント制、これもその取り組み候補の中にあると思います。それから、今言われましたマイバッグの提供の関係。それから、戻りますが、レジ袋を有料化することによっての収益金を環境活動に充てていただくというようなことで、これらの取り組みを事業者の方に求めていく。また、行政としては、こういう取り組みについての支援をしていくというようなこと。市民団体については、それぞれの団体の規模等がございまして、それぞれの立場から市民・町民の方に呼びかけていただくとか、それへの取り組みの支援をしていただくとかいうことで、一応この目標を上げて今後検討していこうということしております。

(5 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 宮田和美君。

5 番 (宮田和美君) 恐らく数値というのは難しいかもしれませんが、マイバッグ率というのは何%ぐらいだとお考えでしょうか。

議長 (宇野昌康君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 目標の御質問をいただきましたんですけど、今現時点では公表できるパーセントは出ていないわけですけど、いずれにしましても先ほど言いました新年度からの準備室の方で、この項目についても検討していくことになっておりますので、しばらくお待ちいただければかなというふうに思います。よろしく申し上げます。

(5 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 宮田和美君。

5 番 (宮田和美君) 質問の方が前後しまして申しわけございませんけれども、6 番目に施設
の設計案というようなことで、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

現在、2 市 2 町の人口、約 23 万人ですか、今後の委員会で当然話が出る議題で一番難問かと思
いますが、こうしたときの施設の設計でございますね。土地も決まっていないのに、そんな
ことは無理かなというようなこともわかりますけれども、ある程度の施設の設計というものも
同時に進められているとは思いますが、どんなものでしょうか。

議長 (宇野昌康君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 施設の設計について御質問いただきましたんですが、先ほども
言いましたように、作業部会では中間報告なるものをつくってくれたわけでございます。いず
れにいたしましても先ほど来から言っておりますように、4 月 1 日からスタートする準備室で
の本格的な検討かなというふうに思っております。現時点での 2 市 2 町の人口を今後どのく
らいの人口を見るのか、ごみ量をどのぐらい見ていくかということは非常に難しゅうございま
す。それによって規模も変わってまいりますので、その辺も含めた中でこれから推計人口、推
計量を見て、それに見合う施設というものが検討されていくことになっていくのかなと思いま
す。中間報告の中では、時点でのものはつくってはございますけど、これはあくまで大きな開
きがあるものでございますので、その中での絞り込みの作業というものも今後になっていくの
かなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(5 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 宮田和美君。

5 番 (宮田和美君) 何回も同じようなことで申しわけございませんけれども、とにかく時間
だけは過ぎていきますので、待ってくれませんので、できることはとにかく並行作業で進めて
いただいて、前向きにどンドンどンドンと進んでいただきまして、ぜひとも平成 30 年度の稼働
に向かいまして、この工事が進むことを期待しております。

続きまして、7 番目でございます。

周辺対策というようなことで、何回も同じようなことになるとは思いますけれども、こうした
施設というものは、先ほど言いましたように、地元住民の皆様方には非常に余分な問題が出て
くるというようなことでございます。2 市 2 町、まだ未定の時期の段階で、どこにできるか
というようなことも全然決まっていないというようなことでございますけれども、どこにできる
かわかりませんが、周辺対策という非常に大切な項目でございます。いろいろな今まで
よその市町で起きている問題、あるいは何かちょっとあると、先ほどの話の中でありましたよ

うに、においがどうのこうのだというようなことも出てまいります。そのようなことについて、できるだけお地元の、どこに決まるかわかりませんが、決まったらお地元にある程度の周辺対策費といったようなものを取り組んでいただきまして、余分な施設をいただいたならば、そこについて回るいろんな施設プラスアルファ、住民の皆様方に対してもプラスアルファになるようなものも含めていただき、地元の皆様方に余りにも悪い印象というんですかね、そんなような印象を与えるんじゃなくて、地元の皆様方に何かを還元できるといったようなことも必要だと思っておりますけれども、その点もよろしく願いたいと思います。

それと、先ほどちょっと言いましたけれども、公害防止委員会というものが私たちの地元にもございまして、その地元の人から、先日も、こういう施設があるから本当に要らん気を使わないかとか、あるいは何回も何回も会合をやってどうもならんとか、あるいは地域が二つに分かれると、よいことなんか何にもないと、強い口調で言われました。だから、周辺対策費というものはこれから何%ぐらい必要かなというふうに思うんですけれども、そのお考えはございますでしょうか。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 周辺対策費について御質問いただきました。

周辺整備の対策につきましては、先日、愛知県の環境部長さんにごあいさつに伺った際でございますけど、部長さんより、海部・津島地区の例を出されまして、事前に周辺整備対策について合意を得ておくことが用地選定にもつながり、有効であるというような御指導をいただきました。首長会議の場においても協議をいたしております。しかしながら、現時点では、構成市町の間でも、周辺整備対策費については、あらかじめある程度の合意を得た上で建設候補地の選定をしていった方がいいという意見、あるいは周辺整備対策費については建設場所に依じて考えていけばいいといった意見が構成市町の中にありまして、現状では決定できていない状況でございます。今後とも引き続き協議してまいりたいというふうに考えております。

（5番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） 本当に右も左もわからないというようなことだと思いますけれども、何回も言いますように、とにかくどこの山の中に決まるやら、木曽川の河原に決まるやらわかりませんが、とにかくできるだけそういったところに決まったならば、十分そういう意向も聞いていただきまして、委員会の中でも、決まってから、あそこに決まったで何%でいい、あそこだで何%にしないかとかいったような意見が出てはいけないと思います。ゆえに周辺対策費というのは最初にこれぐらいの何%の周辺対策費は必要だよと。そして、それに見合っ

て道路整備だとか、あるいは余分な温水プールだとか、付随した施設というものも一つにまと

めていただいて、これは焼却施設だけじゃなくて、一環としてそれはやっぱりやるべきであろうというふうに考えておりますので、そこら辺の意見というものもお願いしたいと思います。

組合管理者として、酒井町長におかれましてはリーダーシップをとっていただき、この大事業完成の目標に向かって全力で取り組まれることを心より期待しまして、この質問を終わります。

最後に、ごみ減量20%について質問させていただきます。

先ほど来、お話の中にありましたように、4月からごみ減量作戦の一つで、各地区でスタンプ事業が始まります。先日も朝日新聞に、この大口町のスタンプの件が大きく取り上げられて、全国的に見てもすばらしい事業であるというような、期待が持たれている記事が出ておりましたね。

それと同時なんですけれども、昨年の末、各町内で常時回収が行われ、ある程度の成果を上げました。しかしながら、町民の皆様が本当にあれを理解していただいていたのかというようなことが懸念されました。なぜならば、各地域格差というのが非常にあったという話を聞いております。これは本当に住民の皆さんが、あっ、町でこういうことをやっておるんだというようなことを理解していただけたであろうかなというような懸念を持つものであります。連絡をした、チラシを配った、広報の中に入れたというだけじゃなくて、やはりそれを本当にみんな見てくれたんであるのかなというようなことも、確認というんですかね、非常に必要なことではなからうかなというふうに感じました。知らない人に持ってこいというのは無理だ、知らんのだから。だから、知らない人じゃなくて、みんながよく読んでくれたんであるのか、読みやすいチラシであるのか、読みやすい配布の仕方であったらうかというようなことで、重要なものはやっぱり重要なものだけを配るだとか、みんなまとめて、いろんな行事だとかそういったものに一緒くたにして配っちゃうというようなこと、これは地元の役員さんにはお手をかけるから、一緒にできるだけというようなことかもしれないけれども、本当に町がやらないかんものは、これだけは別にして配ってくれといったようなことも必要かと思っておりますので、そこら辺も今後大切かなというふうに思っております。

ある程度成果が出た常時回収というものを、スタンプ事業が始まったんだからもういいだろうというんじゃないで、スタンプ事業に参加できない人のためにも常時回収は必要じゃないかな。あるいは、一生懸命減量に取り組んでいる人、私は別にスタンプが欲しいからやっているんじゃないよといったような意見も以前出たと思っておりますけれども、そんなような人の感情というものもやはり考えなきゃいかんかなというふうに思っております。時間帯にどうしても行けない、大口町のリサイクルセンターへ持っていけない、月に2回の回収日に持っていけない、そんなような人のためにも常時回収というのは続けた方がいいんじゃないかなというふうに思

っておりますが、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） ごみ減量20%に関しまして、ごみの常時回収を進めたらどうかというような御質問をいただきました。

昨年12月に実施をさせていただきました、24日から30日までだと思いますが、年末ごみ減量作戦では、対前年比11%の焼却ごみ減量を達成いたしました。焼却ごみの中から資源を抜き出すためには、住民の皆さんの分別への協力が不可欠であるわけですが、本町においては既に住民の皆さんによる分別は定着したものとなっております、今後さらに資源の分別を図っていくためには、環境の整備が必要であるというふうに考えております。

常時回収の本町における拠点施設として、リサイクルセンターの開館時間、あるいは開館日をふやすなどとともに、地域の常時回収についても地域の皆さんの御協力を得ながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（5番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） 今、私が言いましたのは、大口町のリサイクルセンターだけではなく、各地区での常時回収はいかがでしょうかということをお尋ねしました。よろしくお願ひします。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 地区11区での常時回収というものを広げていったらどうかというようなことで、これも確かに昨年、実績が出ております。これにつきましては、考え方は非常に私もいいかなと思ひますけど、何せ地元の協力が必要であろうかというふうに思ひます。行政だけでできることではございませんので、これがずうっと続く形になりますと余計でございますので、基本的には、まず第1番目は、御協力いただける区から先にでも進めてまいりたいなと。一遍にできや言うことないんですが、基本的にはそういうものがございまして、そういうものの考えの中で進めていくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（5番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） 最後になりますけれども、やはり一番本当にごみの減量、可燃物の減少、とにかく燃やさんようにしようと、資源を回収しましょうというようなことで今まで何回も何回も同じようなことを言っております。できますことならば、今言いましたように、できる場所でいいです。とまっていなくて、とにかく一步一步でもいいから、先ほど御回答いただきました、やっていただける地区、黙っておってもこれはやってくれません。だから、少しでも

協力してくれる地域というものはないだろうかというようなことで、今言いましたように、スタンプが始まったからもういいよというんじゃなくて、ぜひとも今後ともそういった取り組みというものはいろんなところで、地道ではあるけれども、一步一步進めていっていただきまして、大口町のごみ減量20%作戦というものはこういうものだというようなことで、他の市町に誇って言えるようなまちづくりをしていただくことを期待しまして質問にかえます。終わります。

議長（宇野昌康君） 会議の途中ですが、ここで3時25分まで休憩といたします。

（午後 3時14分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 3時25分）

吉 田 正 君

議長（宇野昌康君） 続いて、吉田正君。

1番（吉田 正君） それでは、議長の御指名がございましたので、大きい項目で3点ほど質問をさせていただきます。皆さん、お疲れのことだと思いますけれども、多分時間的には私がきょうは最後ではないかというふうに皆さん方も予想されておられますので、簡潔・明瞭にいききたいというふうに心がけておりますけれども、そのようにいくかどうかわかりませんが、ひとつよろしく願いをいたします。

まず、消防の広域化についてでございます。

消防の広域化につきましては、消防組織法という法律が平成18年に改定がありまして、人口を30万人以上の消防本部にせよという法律が施行されているところでございます。今からですと、5年後ぐらいまでには、一定の面積と人口を持つ消防本部に枠組みを変えよということを国は言っておるわけですがけれども、まず第1点目でございますけれども、丹羽消防はどういう枠組みになるのでしょうか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 平成18年6月14日に施行されました改正消防組織法で、市町村消防の広域化を平成24年度までに行うことが打ち出されました。愛知県は、県内の消防本部を統合するため、消防広域化推進計画の策定を進めるため、愛知県消防広域化推進計画検討委員会を設置し、協議がされ、消防広域化推進計画案が策定をされました。検討委員会では、消防本部を統合する基本的事項を、一つ、既存の消防本部は分割しない。二つ、管轄人口はおおむね30万人以上とし、現在30万人を超えている消防本部も対象とする。三つ、既存の

広域行政圏、2次医療圏、2次救急医療圏との整合を考慮する。四つ、地形、地域等の実情を考慮するとして協議がされました。消防本部の統合は、現在の37消防本部を11の広域ブロックに取りまとめる計画となっております。

御質問の丹羽広域事務組合（大口町・扶桑町）は、春日井市、小牧市、犬山市、江南市、岩倉市、西春日井広域事務組合（清須市・北名古屋市・豊山町・春日町）の7市4町での広域化の計画となっております。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 今、そういう枠組みで検討がなされておりますけれども、丹羽消防については七つの消防本部を統合するという枠組みになっておりますけれども、関係する消防本部ごとの面積、人口、消防士1人当たりの人口、また消防車や救急車の充足率について、丹羽消防も含めてどうなっているのか御説明が願いたいと思います。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今回の吉田議員さんの消防の広域化についての一般質問をいただく折に、事前通告で今御質問のあった件について、口頭で説明するのもなんだから一覧表をつくって出してくれというようなお話がございまして、それぞれけさ、皆さんの机の上に配付をさせていただいておるといふふうに思います。

それでいきますと、上から、西春日井広域事務組合、岩倉、江南、丹羽広域、犬山市、小牧、春日井ということで、これが先ほど御説明をしました7市4町での広域のブロックとなります。面積につきましては、全体で337.8平方キロ、人口につきましては88万1,281人、消防職員数につきましては897人、消防吏員1人当たりの人口は982.4、平成18年度の充足率、消防ポンプ車及び救急車の充足でございますが、7市4町の基準は、ポンプ車については50台でありまして、現有が44台。救急車につきましては、基準が31台で現有が30台。それぞれの消防本部の内訳につきましては、お手元のとおりでございます。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 消防組織法の改定で、先ほども申し上げましたが、人口30万人以上の消防本部にせよということではありますが、大口町を含めますこの地域は88万というとてもない範囲、また面積も337.8平方キロという大変な広さの区域を設定されておりますけれども、こういうことをやることによってどんなメリットがあると国や県は言っているのでしょうか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今回の消防の広域化によるメリットにつきましては、

国及び県においては、災害時における初動態勢の強化及び統一的な指揮のもとでの効果的な部隊運用が可能となる。初動の出動台数が充実、多くの人員、車両が投入でき、大規模災害、特殊災害への対応が可能となる。署所の配置や管轄区域の適正化による到着時間の短縮により、増大する救急需要への対応が可能になる。本部機能統合等の効率化により、事務部門や指令部門の職員を現場要員として増強することが可能になる。救急や火災予防の専門スタッフの増強が可能になる。高機能の指令システムや高度な車両の計画的整備が可能となる。このようなメリットをうたっております。

(1 番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 私、実は丹羽広域の議員なんですけれども、なぜこの問題を大口町議会で一般質問するのかということなんですけれども、丹羽広域の問題だから丹羽広域で考えればいいじゃないかというふうに言われるのかもしれませんが、実は丹羽広域の幹部の職員の方々にいろいろお話も伺いましたけれども、結局、ここは一部事務組合で運営されておりますので、両町の町長の意向で我々は左右されるんだということを幹部の職員の方が言われたわけなんです。そういう意味では、扶桑町、そして大口町等々の意向が非常に大きいということでもあります。だからこそ私は消防の広域化の問題について、一般質問という形で質問をさせていただいているわけなんです。

今、メリットについての御説明がありましたけれども、先ほど示していただいた尾張中・北部の消防力の整備指針に基づく充足率という表を見ていただくとおわかりのように、これはポンプ車、救急車の比較が出してあるわけです。それぞれの市町では、消防力の基準に満たすべく、要するにポンプ車も救急車も、おおむねですけれども、配置がされている。若干、ポンプ車のところで見ると、江南市がポンプ車が2台ほど少ない。それから、救急車のところで見ると、春日井市が基準では8台ということですが、現有は7台ということになっておりますし、こうやって見ていくと、救急車はおおむね100%の充足率のところが多いわけですが、まだまだポンプ車については充足されていない。これが今の実情ですが、充足率の隣のところに基準というところがあるわけですが、これは多分、88万人という人口をもって広域化した場合の基準の台数だというふうに思います。ポンプ車で41台、救急車で21台ということになるわけです。そういう意味では、広域化することによって基準を大幅に超過するというような状況にいつの間にかなってしまうんですね。例えばポンプ車でも、江南市は基準が6台なのに現有4台、こういう状況であるにもかかわらず、広域化することによって、七つの消防本部が統合することによって、基準はすべて満たしてしまうという状況があるんです。こういうことについて、町はいかようにお考えでしょうか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） お手元に配付をしました一覧表から率直に感じますのは、今回の広域化という中で、私どもの方としては初めて各消防本部の現状について見るわけですが、その中で、やはり丹羽広域につまましての整備の充実というのがかなり進んでおるといようなことは実感として感じております。

（ 1 番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1 番（吉田 正君） それに引きかえ、他の市町は丹羽消防と比べると、おくれをとっておるといような状況もあると思いますね。消防署の吏員数、吏員というのは職員のことですけれども、単純にそういうふうに考えていただければいいわけですが、それも消防吏員の 1 人当たりの人口というのを見ますと、この数字が少なければ少ないほど消防職員が多いということになるわけですね。今の七つの消防本部の中の平均は982.4人ということですが、丹羽消防は749.4人ということで、消防職員の充足率も他の消防本部と比較してもかなりよいという状況があるわけです。

先ほども総務部長から説明があったわけですが、広域化することによって、火事の場合の到着時間等々が短縮が図られるだとか、それから現場の要員をふやすことができるなどという御説明もあったわけですが、本当にそうなるのかということになると、私はこれはまた違うんじゃないかなというふうに思うんですね。というのは、ここにも出ていますけれども、充足率が余りにも違いがあり過ぎるんですね。例えばポンプ車を見ると、七つの消防本部合計すると、50台基準として要るといことになっておりますけれども、これが統合されると41台でいいということになりますよね。それから、救急車に至っては31台という基準になりますね、合計では。ところが、統合すると21台でいいということに実はなるんですね。むしろ広域化することによって、基準をクリアすればいいという物の考え方でいきますと、むしろ消防力そのものは低下するおそれがあるというふうに私は思いますけれども、その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 一概に、今、吉田議員さんが言われるようなことになるといふには思っておりません。火災等における消防車両の到達時間につきましても、署所の所在によって違うでしょうし、一概に今お話のあったようなことにはならないんじゃないかというふうに思っております。

（ 1 番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 今、丹羽消防ですと、例えば火事の場合ですと6分半以内ぐらいですか、そういう基準の中で到達。それ以内に到達しないと間に合わないということが言われていますよね。ですから、消防署、消防出張所などが大体2キロといいですか、半径で2キロずつですので、おおむね4キロ程度の間隔であればいいのではないかなということが言われているわけですが、そういう点でいきますと、丹羽消防においては、ある程度おおむね条件というのはクリアされているというふうに考えてもいいのではないかなあというふうに思っているわけですが、しかし、現状ではそうではない自治体もあると思いますけれども、そういう状況はお調べになってみえるんですか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 丹羽広域についての今お話のありましたことについては調査をいたしました。他の消防本部につきましては、今お話のあったことについては調べてございません。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） そうしますと、国や県が言っているメリットというのは、本当にメリットがあるのかなのかということ、町の方はまだ何も調べていないということで、わからないということじゃないですか。そうじゃないですか。私は、こういう一般質問をしましたので、そういったことまで当然お調べになって臨まれたのではないかなというふうに思うんです。

それからもう一つは、今年度中に各市町の態度をあらかじめ表明してほしいと、広域化についての意見等を出してほしいということをお県から言われているんじゃないですか。それで、広域化についての本当にメリットがあるのかなのか。そういう判断が、当然、今の時点でされていなければ私はおかしいというふうに思うんですけれども、いかがですか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今回の丹羽広域を含みます7消防本部の消防広域化につきましては、先ほどもお話をしましたように、国あるいは県において、多くのメリットがあるというような項目を上げております。しかし、本町におきましては、お手元に配付しました資料によりますように、丹羽広域事務組合として他の消防本部と比較をしまして、既にかなりの施設、あるいは整備、計数的な高い部分もございます。そういう中で、果たして国あるいは県が言っておりますメリットが本丹羽広域の、私ども大口町にすべてが当てはまるかどうか。それを考えますと、必ずしもそうではないということは十分に認識をいたしております。さりとてこの広域化につきましては、県が策定をいたしました推進計画案に基づきまして、広域化の中で協議をしていきたいというふうに考えております。

(1 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) メリットがあるのかないのかわからないのに、広域化についてさらにこれから進めていくという答弁というのは、質問に対する答弁になっていないというふうに思います。そうじゃないですか。既に答弁不能じゃないですか、それは。

私も先日、10月でしたかね、丹羽広域の視察があったんですね。ちょうど出発する直前だったんですけども、このときに救急の指令が入ったんです。それはどういう指令だったかというのと、犬山の方で3台も救急車が全部出払っているもんだから、丹羽消防の方で応援で1台出してほしいという指令だったんですよ。ちょうど丹羽消防の方にいましたから、犬山の方の救急なんですけれども、要するに丹羽消防の方から出かけていったわけですね。そういうことというのはあるのかと聞いたら、やっぱりあるんだそうです。ちょうど朝の通勤の時間帯ですのでね。その時間帯というのは、救急要請というのは結構あるというお話もこのときに伺ったわけなんですけれども、今でも時間帯によっては、それぞれの市町の持っている、例えば救急車で足りないというような状況があるわけですね。今度、広域化されると、基準では21台でいいということになっていますので、もしそんな応援要請があったとしても、それにこたえられないような事態も統合することによって生まれてくるんじゃないですか。私は、そういうこともそのときに思ったんですけども、本当に実態をよく町としても把握していただきたいというふうに思うんですよ。

ましてや各自治体に対して、これから消防の統合についての意見を求められておるわけですので、今現在、それについてきちんとした対応を町としてはしていかなくちゃいけない、今そういう場面なんですよ。にもかかわらず、国や県がこういうメリットがあるからそれでいいじゃないかというような、それは私、無責任な答弁じゃないかなというふうに思うんです、そういう意味では。どうですか。もう一度よく調査をする必要が私はあると思うんですよ、今の現状からすると。町の認識が余りにも甘い認識ですので、ですからきちんと調査をした上で返事をしていただければいいと思うんですよ。

今の消防の統合化の問題なんですけれども、実は私どもの共産党の佐々木憲昭という国会議員がおりますけれども、この議員が市町村の消防の広域化に関する質問趣意書というのを国会に提出したんですね。その回答が出てきているんです。どういう質問をしたかということ、広域化というのは強制的なものなのかということなんですね。そうしましたら、国の方は何と云っておるかということ、市町村は国に別に拘束されませんよと、それぞれの市町の考えでやってくださいよという回答だったようであります。また、広域化しなくてもどんな不利益な扱いも受けない、そういうことも政府として答弁をしているんです。そういう状況があるわけですね

ども、それでも国の言いなりで、国から言われておるでやろうというふうに考えているんですか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今回、愛知県が示しました広域化の推進計画案の中に、現在の県下の消防本部の状況等の現状を報告しております。その中の一つ、二つを御披露させていただきますと、消防本部数及び管轄人口が10万人未満の小規模消防本部が北海道に次いで全国の2番目に多く、小規模消防本部が多数存在しているというのが愛知県の状況であるというようなこと。さらには、救急救命士の知識と技術の向上が求められる。救急車両の出動回数、出動件数がふえている中で、今後、ますます救急救命士の知識と技術の向上が求められている。さらには、火災の発生件数につきましては、平成18年中の発生件数につきましては、愛知県が全国3位というような計数的なものが出ております。そういう中で、愛知県としては、先ほどお話をしました7消防本部による広域案、消防の広域化についての案を提示がされたというふうに思っております。

それと、我が丹羽広域の状況につきましては、先ほど来お話をしております。そして、国・県が言っております消防の広域化に伴うことがすべて私ども大口町にメリットになるのかどうかということに関しても、私どもなりに、まず初動出動台数が充実、多くの人員、車両が投入できる。あるいは、大規模災害や特殊災害への対応が可能になる。そして、本部機能統合等の効率化によって、事務部分や指令部門の職員を現場要員として増強することが可能である。これらの点については、国あるいは県の示されておるメリットではあると。なおかつ丹羽広域においても、それは言えるのではないかというようなことを考えておりました、この広域化についての協議については臨んでいくというものであります。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 例えば人員が現場に増強することができるというようなメリットがあるということですがけれども、例えば一宮市の消防署、これは木曽川町の消防本部、尾西市の消防本部、この三つが統合しましたけれども、実はここの統合された一宮の消防本部は412人から402人に削減されているんです。それから、衣浦東部消防というところがあるんですけれども、多分四つの市だったと思うんですけれども、統合されたんですね。ここもどうなったかという、300人から278人に消防吏員が減らされているんです。要するに、統合したメリットが、現場に出向く消防署員を増強するというよりも、むしろ消防職員を削減することに現実にはなっているんです、これら統合された消防本部においては。これは、一つは市町村合併によるものですけれども、もう一つはまだ市町村合併される前の段階で消防本部が統合されているわけで

すけれども、現実にはそういうことになっているんです。むしろ消防吏員の数が統合されることによって減らされているんですよ。これが実態なんです。統合のメリットは何かといたら、人員の削減じゃないですか。この3月議会も人員の削減の問題が出てきたわけですから、消防職員の方々の人員の削減、これも統合によって現実に行われているじゃないですか。どこにそういうメリットがあるんですか、今、総務部長さんが言われたメリットは。現実の話ですよ、これは。メリットがないんですよ、そういう意味では。

健康福祉部長さんにお尋ねしますけれども、例えば統合されると救急車が基準では21台ということになるわけですから、医療等々携わられる部署として、この基準というのはどういうふうにお考えでしょうか。感想で結構ですので、お答え願えますか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 救急車両の関係での基準が妥当かどうかというお話でございますが、何を持って現行のトータルして30を21にできるのかどうか、私も客観的な判断材料がございませんので何とも言えませんが、数だけから申し上げれば、救急医療としての少し問題があるかというようなふうにはとれるだろうと思います。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） こういう実態を知ったら、多くの住民の皆さん方は逆に不安を感じられると思うんです。

また、広域化するメリットとして、要するに統合することによって指令が一本で、例えば本部機能が統合され、その分、効率的になるというお話ですけれども、例えば大規模な災害があったときには、全国には緊急消防援助隊というのが4,000隊ぐらいあるらしいですね。そういうものが実はありまして、広域化しなくても、またさっき私、犬山から救急車の応援要請という話をしましたけれども、今でも相互援助協定というのがあるわけですね。自分の方で足らなかったら近隣の市町に要請しますよということで、要請できるようになっているわけです。だから、そういう意味では、広域化するメリットが一体どこにあるのかというのは、私は国や県が言ってみえることというのは、根拠が既に崩れていっているというふうに思います。

消防職員は非番の日でも、この間もちょっとお話も伺ったんですけれども、出勤に備えて、例えば自分が散歩したりだとか、ちょっと買い物に行くだとか、そういうときでも道路の様子だとか、消火栓がちゃんとあって、その上に例えば車が駐車されておれせんかだとか、いろんなことで絶えず目を光らせている、そういうことも教えていただきました。そういう意味では、非番の日でも常に仕事が頭にあるということで、本当に私も頭が下がるわけですから、広域化されると、今度は人事異動が実際に行われます。人事異動によって知らない地域に行くこ

とも当然その中にあるわけですけれども、そうなる道路の様子だとかそういうのが身近ではなくなるわけですので、そういう意味では到着がおくれるということもあり得るのではないかなという指摘もあります。だからこそ私は広域化せずに、地域密着だからこそ住民の命と暮らしを守ることができるのではないかなというふうに思っております。

地域密着という点でいけば、消防団の任命権者というのは市町村長になるわけですね。毎年4月1日になると町長さんが町民会館で任命してみえるわけですけれども、要するに消防団というのはその市町村長の指揮に従うわけですね。そして、また消防本部とも連携していく。そういう役割があるんだろうというふうに私思うわけですけれども、広域化することによって、今まで地域密着としてあったメリットに支障が出るのではないかなあということをお大変心配しておるわけですけれども、この点についてはどういうふうに考えてみえますでしょうか、お聞かせ願います。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 消防広域化につきましては、先ほど議員さんの御質問の中であるお話がありましたが、重複する部分があるかと思いますが、お許しをいただきたいと思えます。

平成20年度より、関係市町村は平成24年度に向けて消防本部の広域化について協議を行うこととなっております。消防体制の整備及び確立を図ることが目的でありまして、消防の広域化により職員同士が切磋琢磨し、消防のレベルアップが図れる体制づくりを進めなければならないというふうには考えております。消防団についても、常備消防との緊密な連携が図られるよう訓練を通じて交流を図っていくことが必要と考えており、広域化に向けて消防レベルアップの効用が図れるような体制づくりの要望をしていく必要があると、広域についての協議の場においては、そのような要望をしていく必要があるというふうに考えております。

私も消防担当をしておりました折に、他の市町の一部事務組合の消防本部を視察した経験がございます。その折に、消防団事務はどのように処理をされておるのかというようなことを非常に興味を持ちまして、視察先の消防本部でお話を聞きました。私が視察をしました一部事務組合では、消防団業務を消防本部で処理しておりまして、何らそれも支障がないのかなあというようなことを実感として思ってきたことがございます。そういうことで消防団につきましては、議員さんが言われますように、市町村長が任命権者であります、そのあたりは十分に常備消防との連携等は図っていけるというふうには思っております。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 常備消防との連携が図っていけるというのは、その根拠というものも、

何も私、今、答弁の中で感じられなかったわけです。地域密着だからこそ連携が図れるんだというふうに思うんですね。今の御答弁の中でも、消防本部の中で消防団事務をやっているところもあると。これは連携を図るがためにそういうことをやってみえるんだらうというふうに思うわけですけれども、それは小さな消防本部だからこそ、それもできることじゃないかなあというふうに思うんです。11の市町を統合して、これを統一的にすべてやっていきたいと思いますというのは、非常に私は逆に困難を来す面というのがこれからも出てくるのではないかなあというふうに思いますし、さっきも申し上げましたけれども、88万というようなとてつもない大きな人口になることによって、消防力の基準そのものが大幅に引き下げられる。また、統合することによって消防職員まで現実には減らされている実情があります。これだけのことを私も町に対して資料として提供してきたわけですけれども、そういう意味で私は大変心配でございますが、ぜひここで町長のお考えをお尋ねしておきます。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鎧君） 広域化をどうするかという話でありますけれども、既にこの丹羽広域という形で、小さな広域化ではありますけれども、両町がスタートから協力し合ってやってきた経緯があります。消防力というもの、あるいは消防の協力というもの、こういうものに関しましても協会があって、指導を受けながら今進めておるところでありますし、施設におきましても、自衛隊が大きなスポンサーとなって各施設を装備してきた経緯があります。単純に表面から見れば、すべてが丹羽広域という形で賄われてきたという形でありますけれども、大きく世の中と携わりながらつくってきた消防であります。

今、この法律につきましても、平成20年から24年度にかけて協議をしながら県は進めていこうとしておるわけでありまして、あくまで基本は、町の自由意思によるということでありまして。その全容がわからないときに、今の形で進めていくという判断は非常にしにくいわけでありまして。こういったことを考えていきますと、今、吉田議員の言われますように、自主消防と常備消防との連携は本当に大丈夫だろうか、88万というような大きな規模で連携していくことが本当に可能であろうか、こういうことを考えていきますと、不安はいっぱいございますけれども、そういった問題をつぶさに検証しながら、これから平成24年に向けてこういった施策を県は持っておみえになるのか、そのことを各協議をしながら進めていきたい、こういうふうに思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 今、町長の答弁をいただきまして、すぐにこれを進めていくとかそういうことではなく、これを検証しながらどうするのかということこれから判断していくという

ふうには受けとめさせていただきましたので、今後ともこの問題について進展がありましたら、ぜひ我々議員にもお知らせいただくとともに、関係する消防本部の消防力というのは、資料、この1枚きりじゃないですね。ですから、我々議員としても勉強していく上でも、ぜひその時々に応じて資料提供をしていただきたいというふうに思います。これは消防の問題だから丹羽消防でやっていけばいいんだということだけでは通らない問題ですので、またぜひひとつよろしくお願いをしたいというふうに思います。

次の問題ですけれども、延長保育料の問題でございます。

私のところにも、延長保育料の問題、また子育ての問題、さまざまな問題についてのいろいろな質問なり、要望なり、そういったものもたくさん来ております。町長さんのマニフェスト、4年間の約束というのを時々私も見させていただくわけですけれども、子供の未来をつくるということで、子育ての環境や義務教育の充実、こういうことを第1番に書かれております。これが第1番に来るということで、非常に私も心強い限りなんですけれども、延長保育料の問題は、さきの予算の審議の中でも質問もさせていただきました。延長保育の利用者数というのが、大体一月当たり150人ぐらいになるということでありまして。一月の1人当たりの平均の延長保育料は一体どのくらいなのか。また、通常の保育料より延長保育料の方が高くなっているような人はいるのかいないのか、その点についてまずお教えてください。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） それではお答えしてまいります。

まず、平成20年1月でございますが、延長保育利用者、先ほど150名ほどというお話がございましたが、私どもの把握している数字では、1月分については174名でございます。1人当たりの平均延長保育料は、約3,800円というような数字が出ております。

また、通常の保育料と比較しまして延長保育料の方が高くなっている人は24名です。このうち23名の方につきましては、母子家庭、あるいは第3子保育料の無料化ということで、母子家庭については2分の1軽減とかそういったことがございますので、少しイレギュラーな方が大半占めてみえると。さらには、通常保育料が減免されてみえると、そういった方が24名の中にはあるということでございます。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 今、初めてわかったわけですけれども、通常の保育料より延長保育料の方が高くなってしまうというのは、これは私、どう考えてもあり得ないことではないかなあとこのように思うんですけれども、総務部長さん、いかがですか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 延長保育料につきましては、延長保育料を徴収、あるいは見直す中で、いろいろと担当部局において、保育所運営委員会等、さらには児童センターでのいろんなやりとりというようなものが重ねられて対応されてきておるといふふうに理解をしておりますし、今、単にその数字だけでどうだろうというような御質問であります。それについてはそれなりの経過、あるいはある程度想定もその辺のところはあったのではないかというふうに思っております。

（ 1 番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1 番（吉田 正君） 多分、最初からこういう想定はしていなかったんじゃないかなと私は思うんです。じゃなかったら、通常の保育料より延長保育料の方が高くなっちゃうなんていうことは、だれが考えてもおかしいと私は思うんです。

その中のほとんどの人、23人の母子家庭の方があるということだったと思いますけれども、私の知っている母子家庭の皆さんの中には、通常の自分の仕事のほかに、もう一つ仕事を持ってみえる。要するに、ダブルワークと呼ばれるような状況で働いておられる人があるんですね。それは、働かなければ暮らしていけないからであります。

きょうも臨時職員の問題が出ておりましたけれども、私も12月議会に臨時職員の問題で取り上げさせていただきましたが、大口町の今の役場の臨時職員の事務職の人ですと時給780円ですか、それが5年たつと810円になる。今度は若干上げるけれども、ところが10年くらい勤めているような人は、逆に賃下げになっちゃうよというようなことだったですね。

どっちにしても時給800円そこそこぐらいで、大体アルバイトですから、ダブルワークの2番目の方はね。だから、そのぐらいの金額で多分働いておられると思うんです。ところが、保育料よりも高つく延長保育料も払ってでも働かざるを得ない人がおられるということなんですよ。これに心を痛めないような行政で本当にいいんですか。私は、これはひどいことじゃないかなというふうに思うんですよ。

延長保育料には、さっき健康福祉部長さんから説明がありましたけれども、通常の保育料には減額だとかそういう制度があるわけですよ。ところが延長保育料にはこの制度がないんですよ。だからこういうことが起きるんです。通常の保育料よりも延長保育料の方が高くなっちゃうんです。こんなばかな制度がどうして納得できるんですか、住民の皆さんからして。おかしいじゃないですか。通常の保育料よりも延長保育料の方が高くなっちゃう人をつくっておいて、放置しておいて、町としてこれでいいんですか。問題はないんですか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 基準保育の中では減免等の措置がございますが、確かに延長保

育については何らそういったものがない。これにつきましては、当局といたしましても若干問題があるかなということは認識いたしております。そういった問題をクリアさせていくということで、20年度の取り組みを考えていきたいというふうに作業を進めておるところでございます。

(1 番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1 番(吉田 正君) こういう指摘をさせていただいて、20年度に向けてそれなりの取り組みをこれから考えるということでございました。

一つ私聞きたいんですけども、この延長保育を利用している保護者の方の御意見はどのように町の方は承っておられるのでしょうか。

議長(宇野昌康君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(水野正利君) 延長保育利用者の保護者の方の御意見ということでございますが、細かいお話は少しここでは省略させていただきますが、19年度は2回開催いたしました、これからの保育園のあり方を考える会、あるいは保育所運営委員会において出席されました代表の保護者の方々と延長保育についての御意見、あるいは意見交換をする中でお答えをしてきておるといった実態がございます。

(1 番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1 番(吉田 正君) 私が聞いた話なんですけれども、昨年10月だったか、11月だったか、12月だったかという記憶はちょっと薄れたとってそのお母さんは言ってみえたんですけども、父母の会の役員さんを、中保育園で集まって懇談会が開かれたというようなお話を私は聞いているんですけども、このときにも延長保育料のことについて御意見を言おうとされた方がおられたようです、私が聞く範囲では。ところが、きょうの集まりはそうした問題で集まっているわけではないからお答えはできないというふうで、答弁は町の方からされなかったというふうに私は聞いているんです。延長保育料の問題というのを町はどうしても避けよう避けようとしているのかなあというふうにしか私はちょっと見えませんね。

延長保育料のことについて、2006年のときにアンケートだとかそういうものをやっておられるんです。これからの保育園のあり方を考えるということで、土曜保育のことでありますとか、延長保育のことについてのアンケートが取り組まれたんです。そうした中で、また懇談会が開かれたようなんですけれども、そのときに延長保育料というのは一体どうなるんですかということをお聞かせの方もお見えになるんですが、それが決まったときには、また集まっていって御説明もしますよというような回答があったようなんです。ところが、延長保育料を値上げ

したときにはどうだったかという、1枚こういうふうには延長保育料が上がりましたと、そういう通知が1枚来ただけなんです。その通知は今ちょっとつと出てこんで申しわけないんですけども、説明会も開かれなかったということで怒ってみえる方も今もお見えになるんです。だから、そういう意味では、延長保育を利用している保護者の方の御意見も私は十分に何う必要があるのではないかなあ。このことについて、非常に町の方にも皆さんの場で言いたいという方もおられるわけですので、そういった保護者の方の御意見も、当然、私は町としては酌み取るべきではないかなあというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 先ほど御答弁させていただきましたように、21年度から新たな本体としての基準保育料、さらには延長保育料を改めて見直すという中で、19年度、速やかに保護者の方等から御意見をいただくというような機会を持つという考えは持ってはおりません。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 速やかに聞けな速やかじゃなくてもいいんですけども、準備して聞けばいいわけですけども、聞きたくないんですか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 聞きたくないということではないんですが、この延長保育料の件につきましては、今まで一般質問でも相当何回か吉田正議員さんから御質問いただきまして、その都度、事務局も相当苦労しておるなというような感じで多分お聞きになってみえると思いますが、当初、19年度が始まったはなには、議員からも御指摘がありましたように、「桜さんメール」とか、「桜さんの何でも言ってちょ」等で複数ございましたが、今はそういったものもない。あるいは、保育所運営委員会におきましては、また後ほど御質問があるかもしれませんが、委員会においてもその他事項等で時間を割いてお聞きするようなこともセットさせていただいておりますが、大きな問題は今のところないんじゃないかなというふうにとらえております。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 通常の保育料よりも延長保育料の方が高いという人が24人もおることが大きな問題ではないということはないはずですよ。これは大きな問題ですよ。しかも、その中で該当している人は母子家庭の人なんだということなんですね。

私も今回、本会議などでも、母子家庭の皆さん方に対する就業支援だとかそういうのも全然おこなっているということを指摘もさせていただきましたし、児童扶養手当もことしは5年目に

当たるといふことで、半減することは凍結はされましたけれども、中止にはなっていないんですね。そういうことで非常に母子家庭の皆さんに対して、児童扶養手当もしかり、また延長保育料についてもしかりで影響を受けているじゃないですか。こういう方々の御意見も聞かずに延長保育料の値上げを進めてきた、これまでがそういうことだというふうに思うんですよ。だからこそ、きちんと延長保育を利用している保護者の方の御意見をちゃんと聞くと。どういう状況で生活しておられるのか、そういうことも含めてきちんと聞く。そういうことが私は必要だというふうに指摘をしておきます。

平成20年度は、通常の保育料が450万ほどでしたか、昨年よりも低くなったと。これは所得税の税率が住民税と置きかわって、10%の人だとすると5%になったりしているものだから、そうしたことで下がる人もおられる。それはおられるだろうと思うんだけど、実際には徴収してみないとちょっとわからないところが私はあると思うんですけども、そういったものを見ながら、平成21年度に向けて見直しをするということなんだろうなというふうに思うんですけども、いずれにしても、今、少子高齢化ということでは言われているわけですので、これ以上、子育てに対する費用の負担を増大させてはいけないということだと思うんですよ。だからこそ、愛知県においても3人目の方の3歳未満児の保育料を無料にするという事業を立ち上げました。愛知県が全額持ってくれやいいんですけども、そうじゃないもんですから、町の負担も逆にあるわけですので、それはそれで大変だというふうに思うんですね。今、多分それぞれの部だとか課によって、いろいろ枠で締められているというようなこともうかがい知るわけですけども、そういう意味では、そういった負担がふえることによって、どこかでしわ寄せが出てくる。そういう流れに私はなっておれせんかなというふうに思うんです。そういう意味では、子供の未来をつくるということで町長もマニフェストでうたわれているわけですので、その部分はやっぱり重点課題として一層力を入れていただきたい。そういう意味で、私は延長保育料の問題は手放せない課題ですので、これからはぜひやっていこうと思っております。

そうした上で、今、見直しもこれから考えていくんだということですけども、私は子育ての費用負担をふやすのがいいのか減らすのがいいのかと云ったら、減らした方がいいと。その方が子供を産み育てやすい社会になるというふうに私は思っておるわけですけども、町長のお考えを端的にお答えください。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 延長保育料の件で御質問をいただきました。

考えてみますと、この延長保育料が出たのは、私の選挙の真っ最中でありました。追い風になるどころか、向かい風になったわけでありまして、こうした施策を立てていくのは職員であります。このときに職員に聞きました。どうしてこういう延長保育料を考えたかという

ことであります。そのときにメンバーが言ってくれましたのは、子供たちが11時間以上も親の手元を離れて保育園におる。このことに対しては、一度警告を流す必要がある。そんな形の中で出てきた施策かと思っておりますけれども、施策自身が総合的に見て立派な施策になっておるかどうかという判断は、吉田議員御指摘のとおりであります。

この施策については、平成20年度に再度見直していこうということであります。今、時代は格差社会、こういうことが言われるわけであります。ただ単に延長保育料のみではなく、総合的にこれからの保育料について検討していく時代に入ったかな。そして、貧しい方々をいかに救っていくか、これも行政の仕事であります。そうした財源を町の財源ですべて補う、こういったこともまた施策としては片手落ちであろう。税の公平という面から一度検討し、工夫をする余地がある。こういったことを踏まえて、平成20年度に総合的に考えていこう、こんな形で取り組んでくれます。よろしくお願いをしたいと思います。

(1 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) 総合的に考えていただきたいわけですがけれども、やるかやらんかということを決断するのは、結局、町長さんですからね。だから、そこら辺のところは、やるのかやらないのかという判断は、町長さんがきちっと判断してもらいたいなというふうに思うんです。提案は、確かに職員からいろんな提案があるかと思えますよ。しかし、やるかやらんかという判断は町長さんの判断ですので。違いますか。私そうだと思うんですけれども、もし違うなら違うとまた後で言うていただければいいんですけれども、あと30分を切りましたので、次の問題に行きたいと思えます。

5 歳児健診の事業を実施せよという問題です。

実は、2月の初めに私ども共産党の議員団で、江南の共産党の市会議員団と御一緒させていただいたんですけれども、栃木県の大田原市というところと芳賀町というところ、二つ視察をさせていただいたわけです。そのうちの栃木県の大田原市というところでは、5歳児健診というのを実施しておられました。簡単に紹介をさせていただくわけですがけれども、5歳児健診の目的というのは、幼児の心身の健康の保持・増進を図る。2.発達上の問題を持つ子供を家庭、保育園、幼稚園と連携をして早期発見・早期支援を行う。3.家庭での養育が不十分なために発達上の問題、あるいは情緒的な問題が生じている児童を早期に発見し、保育園、幼稚園、その他関係機関と協力し合って、家庭、子供に対して早期に支援を行うこと、こういう目的だそうであります。対象となるのは5歳児になる全幼児です。協力機関というのが、主体的に行っているのは保健センターなんでありまして、そのほかに市内外の保育園、幼稚園、このまちには大学がありまして、国際医療福祉大学大学院、また、この大学院に附属する言語聴覚

センター、こういうのもありました。

実施方法は、保育園や幼稚園に保健師などが訪問して、1対1で見るんじゃないんですね。子供の集団生活をまず観察するということですね。それで判断を一定していくということですね。その前に、保護者の方には文書で周知をして、保護者の皆さん方へ問診票を配って、その上で保健師と保育士などが協力して発達状況を確認すると、こういうものであります。その結果を保護者に伝え、専門機関などを紹介していると。ここでは、健診を受けた695人、平成18年度ですけれども、異常なしが511人、市の個別相談に136人、医療・療育機関に27人、こういう相談をなさいますよと、そういう結果が出たそうであります。

今、小学校、また保育園などでも、多動と呼ばれるような状況がありますね。知的には何も問題はない。しかし、行動がなかなか一緒についていけない児童、幼児等、多分おられると思うわけですけれども、そうした状況を5歳児のうちに全部総合的に見ていくというものです。

この大田原市では、就学から就職までトータルにこれから経過を見ていきたいと、そういうことだったんです。保護者の意見はどうかというと、こういうことが早くわかってよかったということで大変好評だそうです。この市長は、子育て日本一を目指しているということだったですけれども、大口町でも理学療法士さん等々に御指導いただいて、学校でも、また保育園などでも、さまざまな相談、またいろんな対応についてアドバイスなどもいただいていると思うんですけれども、大口町だと、今、町立の保育園だけですよね。例えば市外に行っちゃった、例えば江南にも幼稚園とかあるわけですけれども、そういう子供さんはどうなっておるのかというのは、皆目わからんような状態になっておるわけですけれども、栃木県の大田原市というところは、全5歳児を対象にしてこういう健診を行っているわけです。そういう意味で、私は大口町でも全5歳児を対象にこうした健診を行ってはどうかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） まず、大口町の乳幼児健診のことを少しお話しさせていただきます。

乳幼児期の大切な節目であります時期に、発育・発達状況を確認することで疾病や心身障害の早期発見に努め、また個々の成長、育児に合わせた保健指導を行っております。子育てを支援することを目的に、対象としましては、4ヵ月、10ヵ月、1歳6ヵ月、3歳児を対象に行っております。

御質問の5歳児健診につきましては、発達障害の中で、少なくとも5歳ごろにならないとスクリーニングすることが難しい注意欠陥多動性障害や軽度発達障害の疑いを見つけ、より早く子供の個性に合った支援をするための取り組みとして、先ほど御紹介のあった栃木県、あるいは

は鳥取県等での取り組みがされております。専門家の中には、逆に5歳からの対応では遅く、3歳児健診を充実させるべきとの御意見もあるようなふうです。また、健診で発達障害とわかったら、親御さんは大変不安に駆られるといったことも事実ではないかと思えます。健診だけを考えるのではなく、相談体制や支援をセットで整えていくといった視点が不可欠であり、発達に障害があっても的確な支援を受ければ安心と思える環境を整えることで、保護者の了解を得ながら関係機関と連携して、支援を継続することが重要であると考えます。ということで、本町としましては、軽度発達障害の取り組みにつきましては、1歳6ヵ月健診、あるいは3歳児健診に保健師、心理相談員、あるいは保育士を配置し、スクリーニングや保健指導を行っておるといった現状でございます。さらに、経過観察が必要な母子や育児環境等に問題がある母子を対象に「たんぽぽ教室」、さらには西児童センターで行っておる「たんぽぽ広場」、こちらへの参加を促しているといった実態がございます。

「たんぽぽ教室」、あるいは「たんぽぽ広場」に保育園の保育士もかかわることにより、その後、保育園での継続した支援が非常に期待ができるのではないかなというふうに考えます。また、さらには母子通園であります「ぱんだ教室」につなげておるといった現状でもございます。こうしたことから、日々の子供たちの生活の中で、保育士が保育園の集団生活の中からスクリーニングをする技術を身につけることにもつながると考えております。

さらに、今年度からは西小学校の方にも呼びかけまして、小学校、中学校、あるいは保育園、幼稚園、幼稚園は町内の二つの幼稚園が加わっておりますが、さらには保健センターの担当者の連絡会も発足し、3回ほど会議を開催したという状況でございます。今後もこうした関係機関の連携を密にし、必要に応じ専門家の判断を仰ぎながら、継続した支援を行っていくのが大町町の軽度発達障害児等に対する支援策ということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(1番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 町立の保育園、それから町内の幼稚園のところでは、そういう連携もやりながら進めているということですが、じゃあ町外の幼稚園や保育園に通っている子供さんというのは、どういう状況に置かれるわけですか。

議長(宇野昌康君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(水野正利君) 町外の幼稚園へ行ってみえるお子さんにつきましては、当然、3歳児健診までは町の保健センターで対応いたしておりますが、その後につきましては、例えばその後、問題が発見できたというようなケースにつきましては、個別に保健センターの方に御相談があれば、当然、そのような対応をさせていただいておりますが、ない場合につきましては

は、各幼稚園の幼稚園教諭の方々の軽度発達障害児への発見の技術的なものが問われるかなというふうに思います。

(1 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) だから、軽度発達障害のある子供さんを相手にする技術が問われるんですよ。それがわからないようなことでいくと、そのまま小学校にお上がりになってみえるということになると思うんですね。だから、そういうことではやっぱりいかなのではないかなと思うんですね。

栃木県の大田原市というところも、実は5歳児健診と言っていますけど、6月ぐらいにやるんですよ。だから、5歳になった子もいるし、まだ満年齢でいくと4歳の子もいるんですね。だから、小さいときの発育というのは、1歳違えば物すごい違いますからね。小学校1年生でも、学校でも多分そうだと思うんですけども、4月生まれの子と3月生まれの子じゃ全然違う。だから、そういうこともあるもんですから、この程度ならいいだろうということもあるもんですから、常時見ている保育士さんの役割というのが非常に私は大きいというふうにこのときに聞いてきたんです。だから、保育園での集団生活の状況を保育士の方と保健師の方々と見てくる。そういうことによって、客観的に把握できるということらしいんですね。

親の目から見ると、なかなかこれは難しい問題だと思うんですね。客観的に見ないとわからない面というのが多々あるんですよ、こういう問題というのはね。小さいうちは、やんちゃだからこんなもんだろうなんて思っておると、そうではないということがあるわけですので、そういう意味では、やはり全5歳児でも4歳児でもいいんですけども、ここで軽度発達障害を特化した健診というのも私は必要になってくるんじゃないかなというふうに思うんです。

だから、そういう意味では、市外の幼稚園に行った子は市外の幼稚園任せということじゃなくて、やっぱり町としてきちんとそこは同じように見ていく必要が私はあると思うんです。だから、そういう意味で、こういうものをきちっと制度化していく。制度化していくことによって、それが幼稚園、保育園から小学校、中学校という形で受け継がれていくんだというふうに思うんですよ。だから、そういう意味で、こういう健診というのが私は必要なんじゃないかなというふうに思うんです。長い目で見ないと、このお子さんがどうなっていくのかという、そういう形で見えていく必要がある症状ですので、そういう形でこれからもぜひ検討していただきたいと思います。だから、今すぐやれとかということも本当は言いたいですけれども、ぜひそれは検討していただきたい。また次回に聞きますので、よろしくお願いします。

それから、もう一つの問題は、実は妊婦さんの医療費の問題なんです。実は栃木県に行きましたら、私、ちょっと聞きちゃったんですけども、妊婦さんの医療費の無料制度があるとい

うことなんですね。栃木県はどういうふうかという、償還払いなんだけど、所得制限なしで入院も通院も、それから入院時の食事の療養費も助成をしているということだそうであります。産後も1ヵ月までは無料制度があるということだそうです。愛知県内でも尾張旭市では、妊娠届を出した日から産後の1ヵ月まで、入院医療費の償還払いでの助成を行ってられるそうありますし、それから東海市では、産婦人科での保険診療、健診じゃなくて、保険診療の自己負担を出産前日まで全額助成をしているということだそうです。こういう制度を持ってみえるのは、実は栃木県だけじゃなくて、岩手県や茨城県、富山県、石川県、栃木県のほかには県としてはこういう県があるそうですけれども、大町も子育て日本一をぜひ目指していただきたいというふうに思いますけれども、こうした制度をぜひ前向きに検討していただけないでしょうか、町長の見解を伺います。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 吉田議員の方から妊婦さんの傷病手当、こういったことで御質問いただきました。

私どもは今、歳入バランスをどうしていくかと、こういうことも考えながら行政を進めていく。安定した行政、あるいは継続可能な行政をつくっていく。こういったことでは、総合的に仕組みづくりをしていく必要があるかな、こういうふうに思っております。先ほどの保育につきましては、延長保育の中で御父兄が時間を守っていただけるようになった。この1年でそういったことがはっきり成果としてあらわれてきた。これを来年度に向けて新しい施策に転換していこうということでもあります。

こうした施策を考えていくのは、職員が主流になってやっていかなければならないことでもあります。先ほど町長が決裁するかどうかという話はありませんけれども、決裁者としての私は、決裁した以上の責任はとらなければいけませんけれども、それを立案していく、工夫をしていくことに対しての知恵は、あるいは工夫をしてくれるのが実は職員であります。今後、大いに職員の工夫、創意に期待をしたい、こういうふうに思っております。よろしくお願いを申し上げます。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 職員の方の創意工夫という町長の御答弁ですので、創意工夫をしながら、ぜひこうしたものについても進めていただきたいというふうに思います。

酒井町長におかれましては子育て日本一を、豊かな財政力も活用しながら、平成19年度は法人税が20億を超えますとあって記者発表もされたようですけれども、しかし、そうしたものが母子家庭の皆さん方の生活を苦しめるようなことがあってはならないというふうに思いますし、

そういう意味では、財政上の問題があるからバランスを考えないかんということと言われるわけですけれども、しかし、バランスも大切ですけれども、本当に困っている人たちに手を差し伸べるのが行政じゃないかなというふうに私は思うんですよ。そういうことがきちっとできておるのかできておらんのか、そこを上立つ者がきちんと見ていく、そういう必要があるんじゃないですかね。私はそう思うんですよ。今回の延長保育料の問題でも、通常の保育料より延長保育料の方が高くなるというのは、こんなことはおかしいんですよ、どっちにしても。だから、そういう意味では、職員の創意工夫は結構ですけれども、しかし、そのことがどういうことになっていくのかという点では、きちんとしっかり調べていただく中で行政を進めていただきたいなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

散会の宣告

議長（宇野昌康君） 一般質問の途中ですが、本日の日程はこれをもって終了いたします。

あす午前9時30分から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。御苦労さんでございました。

（午後 4時48分）